発行日 2012-04-01 No. 30

コスモス ニュースレター EMC & 安全
Cosmos Newsletter on EMC & Safety

株式会社コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation 本社・大野木事業所
〒516-2102 三重県度会郡度会町大野木 3571 番地 2 http://www.safetyweb.co.jp/
記事の配列は、概ね、国際規格を最初におき、米、欧、オセアニア、アジアの順です。

コスモス ニュースレター EMC &安全 目次

エグゼクティブサマリー Executive Summary

Cosmos Newsletter on EMC & Safety　2012-04-01　　No. 30

IEC: マルチメディア機器エミッション試験規格（CISPR 32）第１版の修正審議動向(1/2)

－CISPR/SC-I/WG2 シンガポール会議にて－

- マルチメディア機器エミッション規格 CISPR 32 の第 1 版が今年初めに発行された。第 1 版は、各国意見が纏まらなかった部分を削除したことにより各国 NC の賛成多数で承認されたが、意見の纏まらなかった項目については 5 つの CD 文書として別途審議することで合意されていた。これを受けて、CISPR/SC-I の WG2 では、第 1 版の改訂作業として、5 つの CD 文書に対する各国意見の審議を 2012 年 2 月のシンガポール会議からスタートした。

IEC: CISPR、TC77: スマートグリッド及び再生可能エネルギー

スマートグリッド伝送におけるデータから雑音を識別すること

- スマートグリッドにインテリジェンスを与えるために、電力線に沿って関連データを交換及び通信出来ることが必要である。従って、CISPR は、放射エミッションだけでなく伝導放射に関する規格化作業を行う。

妨害無しにデータ伝送ができるようイミュニティレベルを設定

- CISPR はイミュニティレベルを設定し、データを伝送するためのいくつかの使用可能な周波数領域を定め割り当てる。又、IEC TC 77 は、電子雑音に適切にフィルターを掛け、電源線上に伝達するデータが認識され雑音と間違えられないようにする国際規格の制定を行う。

USA: カナダ: “CAN/CSA-C22.2 60950-22-07 情報技術機器安全 屋外設置機器” の更新

- 屋外に設置する機器を対象とした CSA 規格 CAN/CSA-C22.2 60950-22-07 のアップデート#1 に関するカナダ CSA から発行された Certification Notice の概要を紹介する。

USA: CPSC: 強制的消費者製品安全規格として ASTM F963-11 の受諾

- “ASTM F963 - 11, 玩具安全に対する標準消費者安全仕様” は、2012 年 6 月 12 日付けで、強制的消費者製品安全規格として、発効する。しかし、ASTM F963-11 は、ASTM F963-07 のセクション 4.27 (玩具箱)を組み込んでいないので､玩具箱に関する ASTM F963-07 のその条項は 、有効であり続ける。

EU: CENELEC: 低電圧指令整合規格リスト EU 官報により発表(2012/02/29)

EU: CENELEC: 機械の適合推定を与える整合規格リスト発表

EU: 一定の条件下で医療機器の電子化取扱説明書が可能に: 委員会規制 No 207/2012

- ある種医療機器に対しては、ペーパ形式でなく電子形式で取り扱い説明書を提供することが職業的使用者に取り便益があることがある。これにより、安全レベルを維持し又は改善しつつ、環境負荷が軽減し、そして、コスト減少により医療機器産業の競争力が強化できる。

総務省: 解説: 証明規則改正（表示の簡素化）スマートフォン等の普及対応

- スマートフォン等の普及により、一の特定無線設備に複数の工事設計認証番号を表示する事例が多くなり、限られたスペースに表示を貼付することが困難な事例が増加。　　総務省では、「工事設計認証制度における表示の簡素化」を行った

IEC: マルチメディア機器エミッション試験規格（CISPR 32）第１版の修正審議動向(1/2)

－CISPR/SC-I/WG2 シンガポール会議にて－

CISPR/SC-I エキスパートメンバー 長部 邦広（VLAC）

Summary

マルチメディア機器エミッション規格 CISPR32 の第１版が今年初めに発行された。第１版は、各国意見が纏まらなかった部分を削除したことにより各国 NC の賛成多数で承認されたが、意見の纏まらなかった項目については５つの CD 文書として別途審議することで合意されていた。これを受けて、CISPR/SC-I の WG2 では、第１版の改訂作業として、5 つの CD 文書に対する各国意見の審議を 2012 年２月のシンガポール会議からスタートした。改訂作業としては、2011 年 10 月のソウル会議で提起された課題も合わせて審議されることになった。

本稿はシンガポール会議での最新審議動向についてまとめたもので、この内容は規格改訂に向けた審議経過であり、将来的には変更が加えられる可能性があることを承知して御一読頂ければ幸いである。

シンガポール会議では、CISPR 32 第１版のスタビリティーデートを 2013 年末に設定し、それまでに修正に向けたメインテナンス作業を行うことが SC-I 議長より提案された。この提案に基づき、5 つの CD 文書、CISPR 32 規格の FDIS に対する反対国コメント、CISPR 13 および CISPR 22 の課題項目をその作業項目として確認する新たな DC 文書を会議翌週ぐらいに発行することになった。(実際には、CIS/I/403/DC として３月２日に発行された。）尚、第１版で通信ポートの伝導妨害波測定から除かれた AAN 接続状態での妨害波電流測定に関して、正しい電流測定が可能な非対称トランスを使った新 AAN 提案については、新たな DC 文書と同時に Q 文書を回付し、同意が得られた場合にメインテナンス作業に含めることになった。（CIS/I/404/Q として同じく３月２日に発行された。）

以下に５つ CD 文書と新 AAN に関する DC 文書の各国コメント審議について概要を述べる。

(AAN: Asymmetric Artificial Network)

１．５つの CD 文書の内容（概要）と各国意見およびシンガポール会議での審議状況

1) CIS_I_345_CD：FAR による試験法と許容値を CISPR 32 に追加する提案

この CD 文書では、OATS、SAC、FSOATS と相関が取れる放射妨害波試験法と許容値として提案されているが、1GHz までの放射妨害波試験には床置き機器に適用せず、また、FAR は基準大地面を持たないので電源ポート、通信ポートにおける伝導妨害波試験には適用しないとしている。

日本からは、この CD 文書に対して、FAR による放射妨害波試験は、基準大地面上で実施される試験と比較して複数の試験法を自由に選択できる条件（同程度の妨害波スペクトラムが得られる）とは言えないという理由で CD 文書の試験法と許容値をそのまま採用することに反対する 2 つのコメントを出している。

(a) 今回の会議では、FAR サイトの評価法は CISPR 16-1-4 による方法ではなく、IEC61000-4-22 の方法を採用すべきとするコメントについて、実験結果を基に文書による説明を行った。従来方法に比べ、ばらつきが半分になる結果に多くの委員から賛同は得られたが、まずは FAR による試験を CISPR 32 規格に採用することが先決であり、FAR 試験の採用が決まった後に、サイト評価法についての議論をすべきとの意見もあった。

(b) もう 1 つは、基準大地面上における妨害波測定値と FAR での測定値の差分を比較すると、偏波面によって測定値の差分が違うことから、水平偏波と垂直偏波で個別の許容値を設定すべきとするコメントであるが、米国からも SAC, OATS の許容値から大地面の反射波成分を引いた許容値については緩和せずに、Note に水平偏波の妨害波測定では大地面上の測定と比較して大きく異なった結果になることを明記すべきとの意見があり、次回以降の審議では協力して解決策を模

索することになった。

2) CIS_I_346_CD ：GTEM セル及び反射箱を用いた放射妨害波試験法と許容値を参考情報の付則として CISPR 32 に追加する提案

この CD 文書は、GTEM セル及び反射箱を用いた放射妨害波試験法と許容値を参考情報の付則 H として追加する（周波数 1 GHz 以下については GTEM セルのみ）提案である。

付則 H の H.1 章には、TEM セルや反射箱による試験で許容値に適合していても CISPR 32 への適合を意味しないことが明記されている。また、測定法や EUT サイズの制限などに関しては、基本規格である IEC 61000-4-20（TEM セル）、IEC 61000-4-21（反射箱）を参照するとともに、H.4 章及び H.5 章に EUT の配置や不確かさに関する記述がある。

この CD 文書の各国コメントとして、付則からも削除して別途 TR を発行すべきとの意見が日本、フィンランドから出されていたが、SC-I の決定事項であり、新たな DC 文書の中で各国意見を確認することになった。

3) CIS_I_347_CD：家庭用衛星放送受信機室外ユニットの放射妨害波試験法及び許容値を CISPR 32 に追加する提案

この CD 文書は、CISPR 13 にある家庭用衛星放送受信機室外ユニットの要求事項を追加するもので、CISPR 32 の第 3 項に個別受信向け家庭用衛星放送受信システム室外ユニットの定義「アンテナ及びダウンコンバータ付き低雑音増幅器から構成されるユニットで低雑音ブロックコンバータ（LNB）として知られている」を追加し、家庭用衛星放送受信機室外ユニットの許容値については特定機器の放射妨害波要求の緩和として追加している。さらに、新たな付則に家庭用衛星放送受信機室外ユニットの試験法を追加する提案である。

今回の会議では、本件に関する TF リーダーが参加しておらず、各国コメントに回答できるエキスパートがいなかったため審議ができなかったが、出席メンバーからは別の規格とすることが提案され、最終決定は SC-I マターとして、新たな DC 文書に対する各国コメントで判断することになった。

4) CIS_I_348_CD：試験配置についての提案

この CD 文書は、壁面取り付け、天井取り付け、ハンドヘルド、ボディウォーン等の装置について、試験配置の適切な選択に関する提案である。

今回の審議では、FAR に関する記述は FAR の CD 文書に移すべきとする日本のコメントについては、第 1 版の修正作業として一つの DC 文書を発行することからも基本的に合意された。また、同様に、天井取り付け製品は上下さかさまにテーブルに配置する方法を復活する提案も採用された。

関連して、床置装置をグランドプレーンから絶縁する絶縁物の厚さを 10cm±5cm とする日本からの提案が会議において実験結果を基に説明された。議論の結論、米国 FCC が採用している ANSI C63.4 規格では絶縁物の厚さが最大 12mm に規定されており、絶縁厚さにより試験を二度実施しなくてはならなくなるという理由から、この提案は却下された。

5) CIS_I_349_CD：1 GHz 超の妨害波測定で使用するアベレージ検波の明確化提案

この CD 文書は、1 GHz 超の妨害波測定はリニアアベレージ検波によることを明記する提案である。

会議では、対数アベレージ検波とリニアアベレージ検波による測定結果の違いについての報告があり、パルス性ノイズの繰り返し周波数が 10 kHz の場合、対数アベレージ検波方式では 20 dB 程度小さい値になることが説明された。

審議の結果、各国コメントに反対意見は殆ど無く、新たな DC 文書に含めて作業を始めることで合意されたが、時間が掛かることが予想されるため、本件については CISPR 32 第 1 版の ISH（規格解釈シート）文書を別途発行することが提案された。

以下 2　項は次号に掲載します:

2．１つの DC 文書の内容（概要）と各国意見および審議状況

3．CISPR 32 の FDIS に反対投票した国のコメントのメインテナンス作業提案

次号に続く

IEC: 規格発行: IEC 61000-4-15 (Ed. 2) 電磁両立性 (EMC) フリッカーメータ 正誤表 1

Summary
IEC 61000-4-15 (Ed. 2 – 2010) 電磁両立性 (EMC) - Part 4-15: 試験と測定技術 – フリッカーメータ – 機能及びデザイン仕様正誤表 1 発行

IEC 61000-4-15 (2nd edition – 2010) March 2012

正誤表 1 - 電磁両立性 (EMC) - Part 4-15: 試験と測定技術 – フリッカーメータ – 機能及びデザイン仕様

Corrigendum 1 - Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 4-15: Testing and measurement techniques – Flicker meter – Functional and design specifications

本規格では、5段からなるフリッカーメータの構成要素のうち、第3段の伝達関数 F(s)が下記の等式に準じて設計されなければならないとしている。

$$F(s) = \frac{k\omega_1 s}{s^2 + 2\lambda s + \omega_1^2} \times \frac{1 + s/\omega_2}{(1 + s/\omega_3)(1 + s/\omega_4)}$$

本等式内の変数ω1 の値が Ed. 1.1 から Ed. 2 に改版される際、誤って、書き写されていた。これが本正誤表 1で、修正されたもの。

Table 3 – ランププパラメータの指針値 (Indicative values for the parameters of lamps)

表内の第3列:

Variable	230 V lamp 50 Hz system	120 V lamp 60 Hz system
ω1	2·π·9,154 94	~~2·π·9,071 69~~

を以下で置き換え:

Variable	230 V lamp 50 Hz system	120 V lamp 60 Hz system
ω1	2·π·9,154 94	2·π·9,077 169

http://webstore.iec.ch/webstore/webstore.nsf/ArtNum_PK/46151?OpenDocument&mlref=JP

Source: IEC, Geneva, Switzerland

IEC: CISPR、TC77: スマートグリッド及び再生可能エネルギー

Summary

スマートグリッド伝送におけるデータから雑音を識別すること

スマートグリッドにインテリジェンスを与えるために、電力線に沿って関連データを交換及び通信出来ることが必要である。従って、CISPR は、放射エミッションだけでなく伝導放射に関する規格化作業を行う。

妨害無しにデータ伝送ができるようイミュニティレベルを設定

CISPR はイミュニティレベルを設定し、データを伝送するためのいくつかの使用可能な周波数領域を定め割り当てる。又、IEC TC 77 は、電子雑音に適切にフィルターを掛け、電源線上に伝達するデータが認識され雑音と間違えられないようにする国際規格の制定を行う。

IEC ETECH　　March 2012

測定及び EMC 限度値の設定

IEC 内には EMC を扱う 2 つの TCs (技術委員会 Technical Committees) がある。一つは、CISPR であり、もうひとつは IEC TC 77: 電磁両立性である。CISPR は、技術が開発される中、限度値をそれに適応させ、かつ、標準化する課題を負っている。新規 EMC 業務のキーになる領域の一つは、 再生可能エネルギーである。そこでは、電力網（グリッド）に向けに注入されるるエネルギー流はしばしば不規則で調和のとれないものである。

電磁界において雑音をコントロールする

CISPR は、あらゆる種類の電気機器により発生する又は原因とする電気妨害に対する限度値を設定する。

----- 電気スモッグ（Electrosmog）は、無線使用機器に対し空中を通じ伝達され、又は、伝送中の有用サイン波に妨害を与える伝導的電子雑音の形で電力網（パワーグリッド power grid）に送り込まれる。

新しい挑戦はスマートグリッド及び再生可能エネルギーを含む

CISPR は、又、関連エミッションレベルを測定する際使用する測定計装及び各種方法を扱う。スマートグリッド及び再生可能源からエネルギーを発生させる新しい方法が出現する中で、CISPR は、新技術の開発と共に、最低限度値をそれに適応させ、規格に組み込むという課題に、直面している。

スマートグリッド伝送におけるデータから雑音を識別すること

あらゆる電気機器は遵守すべき関連限度値を有する。

----- スマートグリッドに対処することついていえば、いつどこで電力が必要であるか、なにが入手できるか等についての必要なインテリジェンスをスマートグリッドに与えるために、電力線に沿って関連データを交換及び通信出来ることが必要である。従って、CISPR の業務は**放射エミッション**だけでなく、**伝導放射**に関する規格化作業が必要である。

太陽エネルギーを利用

太陽光 PV (photovoltaic)電力は発電設備が広範な種類からなる事により本質的に品質がバラバラである。PV エネルギーを活用する際の DC-AC 変換に使われるインバータは、サイズおよび性能が異なり、そのためスマートグリッドへ統合するため作られる AC 電流の品質もまた、変動する。比較して言えば、他の再生可能エネルギー源由来の発電電力は、サイン波が電子的に生産されるため品質が良いものである。

メータ内のセンサーが賢い使用のためデータを送信

PV モジュールを使用することは再生可能エネルギーを発電するということだけではなく、スマートグリッドへ電力を再注入することができるということである。従って、供給に余剰が出る際は、電力会社にそれを販売することにより、設備のコストのいくらかを取り戻すことが可能である。
そうするため、どれだけ発電されどれだけが消費されたか測定することができなければならない。この種システムは、メータ内に組み込まれるセンサーにより機能する。メータは、スマートグリッドに接続され、情報が情報処理の行われるセンターへブロードバンド通信により送られる。

CISPR の業務は、「例えば通常の家電機器や照明器具がスタンバイモードからアクティブモードに切り替わる際、メータ内に妨害やトリガーによる希望しない作用を引き起こし、これがその先スマートグリッドに間違って伝達されることが決して起こらないよう設計がなされる」ように、することである。

妨害無しにデータ伝送ができるようイミュニティレベルを設定

この面における CISPR の役割は、イミュニティレベルを設定し、データを伝送するためのいくつかの使用可能な周波数領域を定め割り当てることである。又、IEC TC 77 は、国際規格の制定を行っており、これにより、電子雑音に適切にフィルターを掛け、電源線上に伝達するデータが認識され雑音と間違えられないようにするものである。

CISPR は、将来のスマートグリッド業務の協調を行うため、かつまた、無線周波の全スペクトラムの保護において国際的に同一のアプローチが確実に取れるようにするため、運営委員会の作業班を設立した。この委員会は、現在、**今日までに制定したものでスマートグリッドに関係する全国際規格のリスト作成**している。これは、標準管理評議会 SMB 電磁両立性諮問委員会 ACEC に提出される。

http://www.iec.ch/etech/2012/etech_0312/tc-1.htm?mlref=etech

IEC: 新規格リスト

Just Published 2012/02/20 - 2012/03/19

EMC 関連

規格番号	タイトル
IEC 61000-4-15 ed2.0 (2012-03) 本誌別項記事参照	正誤表 1 - 電磁両立性(EMC) Part 4-15 : 試験と測定技術 -フリッカーメータ - 機能及びデザイン仕様 Corrigendum 1 - Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 4-15: Testing and measurement techniques - Flickermeter - Functional and design specifications ICS code 33.100.20SC 77A
IEC 61000-4-25-am1 ed1.0 (2012-03)	修正 1 - 電磁両立性 - Part 4-25: 試験と測定技術 - 機器とシステムのための高高度電磁パルス（HEMP）イミュニティ試験方法 Amendment 1 - Electromagnetic compatibility (EMC) - Part 4-25: Testing and measurement techniques - HEMP immunity test methods for equipment and systems ICS code 33.100.99SC 77CCHF 20.-

安全 **SAFETY** 関連

規格番号	タイトル
IEC 60335-2-3 ed6.0 (2012-03) Safety	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-3 部：電気アイロンの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-3: Particular requirements for electric irons ICS code 13.120, 97.060TC 61CHF 90.-
IEC 60335-2-69 ed4.0 (2012-02)	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-69 部：商業用のパワーブラシを含む湿式及び乾式真空掃除機の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-69: Particular requirements for wet and dry vacuum cleaners, including power brush, for commercial use ICS code 97.080SC 61JCHF 270.-
IEC 60335-2-79 ed3.0 (2012-02)	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-79 部：高圧洗浄機及び蒸気洗浄機の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-79: Particular requirements for high pressure cleaners and steam cleaners ICS code 97.080SC 61JCHF 270.-
IEC 60335-2-107 ed1.0 (2012-02)	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-107 部：ロボット型バッテリ動力式芝刈り機の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-107: Particular requirements for robotic battery powered electrical lawnmowers ICS code 65.060.70TC 116CHF 270.-
IEC 60601-2-16 ed4.0 (2012-03)	医用電気機器－第 2-16 部：血液透析，濾過透析及び血液ろ過機器の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-16: Particular requirements for basic safety and essential performance of haemodialysis, haemodiafiltration and haemofiltration equipment ICS code 11.040.20, 11.040.25SC 62DCHF 270.-
IEC 60601-2-19 ed2.0 (2012-02)	正誤表 1 - 医用電気機器－第 2-19 部：早産児保育器の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Corrigendum 1 - Medical electrical equipment - Part 2-19: Particular requirements for the basic safety and essential performance of infant incubators ICS code 11.040.10SC 62D
IEC 60601-2-20 ed2.0 (2012-02)	正誤表 1 - 医用電気機器－第 2-20 部：搬送保育器の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Corrigendum 1 - Medical electrical equipment - Part 2-20: Particular requirements for the basic safety and essential performance of infant transport incubators

	ICS code 11.040.10SC 62D
IEC 60601-2-33 ed3.0 (2012-03)	正誤表 1 - 医用電気機器－第 2-33 部：医療診断用の MR 装置の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Corrigendum 1 - Medical electrical equipment - Part 2-33: Particular requirements for the basic safety and essential performance of magnetic resonance equipment for medical diagnosis ICS code 11.040.55SC 62B
IEC 60695-2-13 ed2.0 (2012-02) Safety	正誤表 1 - 耐火性試験－第 2-13 部：白熱/熱線ワイヤ試験方法－材料のグローワイヤ着火温度(GWIT)試験方法 Corrigendum 1 - Fire hazard testing - Part 2-13: Glowing/hot-wire based test methods - Glow-wire ignition temperature (GWIT) test method for materials ICS code 13.220.40, 29.020TC 89
IEC 80601-2-35 ed2.0 (2012-03)	正誤表 1 - 医用電気機器－第 2-35 部：毛布，詰め物及びマットレスを使用する医療用加熱に意図された加熱装置の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Corrigendum 1 - Medical electrical equipment - Part 2-35: Particular requirements for the basic safety and essential performance of heating devices usign blankets, pads or mattresses and intended for heating in medical use ICS code 11.040.01, 11.140SC 62D
IEC 80601-2-60 ed1.0 (2012-02)	医用電気機器－第 2-60 部：歯科用機器の基本的安全性及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-60: Particular requirements for the basic safety and essential performance of dental equipment ICS code 11.040.01SC 62DCHF 180.-
Project IEC 60601-2-26 ed3.0 (2012-03)	医用電気機器－第 2-26 部：脳波計の基本安全及び必須性能の特定要求事項 Medical electrical equipment – Part 2-26: Particular requirements for the basic safety and essential performance of electroencephalographs ICS code 11.040.55, 11.040.99SC 62DCHF 240.-
Project IEC 61097-15 ed1.0 (2012-02)	世界海洋遭難安全システム(GMDSS)－第 15 部： Inmarsat FB500 船舶陸上局-操作及び性能要求事項，試験方法及び必要試験結果 Global maritime distress and safety system (GMDSS) – Part 15: Inmarsat FB500 ship earth station – Operational and performance requirements, methods of testing and required test results ICS code 47.020.70TC 80CHF 210.-
Project IEC 61097-4 ed3.0 (2012-02)	世界海洋遭難安全システム(GMDSS)－第 4 部：INMARSAT-C 船舶陸上局及び INMARSAT 機能強化群呼出し(EGC)機器－操作及び性能要求事項，試験方法及び要求試験結果 Global maritime distress and safety system (GMDSS) – Part 4: Inmarsat-C ship earth station and Inmarsat enhanced group call (EGC) equipment – Operational and performance requirements, methods of testing and required test results ICS code 47.020.70TC 80CHF 240.-

IEC Just Published http://www.iec.ch/online_news/justpub/

Source: IEC, Geneva, Switzerland

ISO: 新規格リスト

ISO Standards　　VOL. 43, #8 February 24, 2012 - VOL. 43, #10 March 9, 2012

安全 SAFETY 関連

FIRE SAFETY (TC 92)	
ISO 16732-1:2012	Fire safety engineering - Fire risk assessment - Part 1: General, $98.00
PERSONAL SAFETY - PROTECTIVE CLOTHING AND EQUIPMENT (TC 94)	
ISO 22846-2:2012	Personal equipment for protection against falls - Rope access systems - Part 2: Code of practice, $141.00
DENTISTRY (TC 106)	
IEC 80601-2-60:2012	Medical electrical equipment -- Part 2-60: Particular requirements for basic safety and essential performance of dental equipment, $167.00

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Forms/AllItems.aspx?RootFolder=%2fsites%2fapdl%2fDocuments%2fStandards%20Action%2f2012%5fPDFs&View=%7b21C60355%2dAB17%2d4CD7%2dA090%2dBABEEC5D7C60%7d

Source: American National Standards Institute (ANSI)

国際テーマ: コスモスニュースから各国認証関連情報を再掲

「コスモスニュース」でお届けした過去１ カ月の各国認証関連情報を再掲いたします。

- 2012/03/12　コピー機、多機能複合機及びコンピューターディスプレイに対する節能（任意）認証のエネルギー効率レベル引き上げのお知らせ【2012.3 No.3】
- 2012/03/05　Android アプリ　絶縁距離測定『安全規格支援ソフト』のご案内【2012.3 No.2】
- 2012/03/01　欧州一般製品安全指令（GPSD）、機械指令、低電圧指令（LVD）の整合規格リストが公表【2012.3 No.1】
- 2012/02/28　お客様の製造現場におけるＥＭＣ測定について【2012.2 No.6】
- 2012/02/22　PSE 技術基準適合確認評価業務の費用を３月１日より年末まで１５％値下げします【2012.2 No.5】
- 2012/02/21　小型蛍光灯の水銀含有量に対する認証開始のお知らせ【2011.2 No.4】
- 2012/02/20　CQC 任意認証の認証マークについてのお知らせ【2012.2 No.3】
- 2012/02/16　2011 年 2 月版英国 RoHS ガイダンス文書和訳販売のお知らせ【2012.2 No.2】
- 2012/02/06　車載用　BCI 試験機を増設致しました【2012.2 No.1】

http://www.safetyweb.co.jp/?page_id=8619, http://www.safetyweb.co.jp/

株式会社コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation

国際テーマ: 機械安全基礎講座: 第 8 回「固定式ガードの設計」

前回の機械安全基礎講座では、ガードとインターロックについて触れてきました。
今回は前回の講座の中で出てきたガード(保護する為に機械の一部として設計された物理的なバリア)の１つの手法として用いられる固定式ガードについて解説を行なっていきます。

まず、固定式ガードとは、

ISO 12100*1 や ISO 14120*2 にて“工具を使用するか又は取り付け手段を破壊することのみによって開いたり、取り外したりすることが出来る様な方法(例えば、ネジ、ナット、溶接によって)で取り付けられたガード”と定義されています。
固定式ガードの一例としては、可動部保護カバーやモーター端子箱のケース及びふたといったものが挙げられます。（これらの他にも、フェンスやギアボックスのハウジング(筐体)なども固定式ガードと成り得ます。）

では、これらの固定式ガードを設計するに当たり考慮が必要な事柄にはどのようなものがあるのでしょうか？

固定式ガードの設計にあたり、考慮が必要なポイントについては

ISO 14120 規格が参考となりますので、この規格にて要求される設計及び製作の為の主なポイントを以下にて挙げていきます。

１．保護対象箇所への接近性(ガードの選択) ２．予見される環境条件や機械使用面での耐久性 ３．ガードによる危険 ４．機能の妥当性

１．について・・・
保護対象箇所への接近性(ガードの選択)という点では、頻繁に給油(給脂)が必要となる危険可動部の保護として固定式ガードを用いて保護を行ったとしても、作業効率の観点より固定式ガードが取り外された状態で機械が使用される可能性が予見されないかといった考慮を行なうことが必要となります。

２．について・・・
日光に曝される樹脂性の固定式ガードであれば紫外線等による劣化に対してや湿度の高い又は腐食性のあるガスや液体に曝される場所で使用されるものについては、期待するガードとしての機能を維持しなければならない期間耐えられるものであるかなどといった考慮が必要となります。

３．について・・・
設けられるガードの鋭利なエッジ（角)や高温部の保護に使用したガード自体の輻射熱等による高温部創出、危険箇所自体が移動する部分へのカバー等の固定式ガードを設けたことによるガードとガード又は機械フレームと言った間での挟まれといったガード起因での危険について考慮を行なうことも必要となります。

４．について・・・
１．から３．の内容を満たすことに加えて、エキスパンドメタル(網)やパンチングメタル等の開口のある素材を用いて保護を行う場合の開口や設けたカバーやフェンス(柵)とフレーム間での隙間開口やフェンス(柵)であった場合、高さについて ISO 13857*3 規格による適切な安全距離が設けられているか、固定式ガードの固定方法にネジやナット等の固定具を用いる場合には紛失による固定方法の欠落によって引き起こされる危険や機能の喪失は無いか等について考慮を行なうことが必要となります。

上記が全てではありませんが、固定式ガードを設計する際にはこれらのポイントについて検討を行うことが必要となります。　特にネジやナット等の固定具を用いて使用される固定式ガードの設計で見落としがちな注意点として、

a) 開閉頻度の高い固定式ガードは開けられたまま使用されると考えるべき
b) 水平方向に広がる面を覆うカバー等はネジやナット等の固定具を閉め忘れる又は固定無しにて使用される
c) ２箇所以下の固定の場合、一箇所の故障(ネジの脱落や折損等)にて直ちに保護機能を失う可能性がある

と言ったことが挙げられますのでこれらのことには十分注意して固定式ガードの設計を行なうようにして下さい。

*1 ISO12100 機械類の安全性　-設計の為の基本概念- リスクアセスメント及びリスク低減
*2 ISO14120 機械類の安全性　-ガード- 固定式及び可動式カードの設計及び製作の為の一般要求事項
*3 ISO13857 機械類の安全性　-危険区域に上肢及び下肢が到達することを防止する為の安全距離

チュートリアル: 電気機器の設計について 製品安全上考慮すべき基本事項

前回に引き続き、「電気機器の設計について 製品安全上考慮すべき基本事項」について説明していきます。今回は、「プラスチック材料 (高分子材料) その 3 – 電気的絶縁特性に関して」です。

＜プラスチック材料の電気的絶縁特性＞

電気的絶縁材料として電気機器に用いるプラスチック材料は、比較トラッキング指数 (CTI)、耐電圧特性などの電気的絶縁特性が適用されています。

比較トラッキング指数 (CTI)

IEC 60112 (JIS C2134) では、図1 に示すように絶縁物の表面に配置した電極間に電解液 (0.1%NH・C1 水溶液) を30秒に 1回の割合で滴下し、試料が電解液 50 滴で絶縁破壊を起こす絶縁破壊電圧を求めてこれを比較トラッキング指数 (CTI) としています。
製品規格の絶縁要求の基本である IEC 60664-1:2007 [JIS C 60664-1:2009 低圧系統内機器の絶縁協調－第 1 部：基本原則、要求事項及び試験 (IDT)] では、材料を CTI 値によって 4 種類のグループに分類しています。(表 1)
比較トラッキング指数 (CTI) は､主に沿面距離に適用されます。

図1 試験片と電極配置

表 1 CTI：比較トラッキング指数による材料のグループ分け

材料グループ	比較トラッキング指数
I	600≦CTI
Ⅱ	400≦CTI ＜600
Ⅲa	175≦CTI ＜400
Ⅲb	100≦CTI ＜175

なお、比較トラッキング指数 (CTI) の代用として保証トラッキング指数 (PTI：規定回数の電解液の滴下に耐える保証電圧で表した指数) が使用される場合もあります。

漏れ電流 (タッチカレント)

電気機器の充電部とプラスチック材料の接触可能な表面に当てた金属箔の表面との間に人体のインピーダンスを模擬した回路を接続して測定したときの電流値が規定値未満であることが要求されます。
漏れ電流 (タッチカレント) の測定は、電気機器を通電状態にして実施するため、被検機器や試験機器の取扱いや試験上の注意を熟知したうえで試験することが必要です。
一般的に充電部とは電源プラグ (栓刃) や端子部が該当します。プラスチック材料の接触可能な表面に当てる金属箔の大きさは、製品規格により異なる場合がありますが、人の手のひらが製品表面に触れることを想定した大きさとなっています。

絶縁抵抗

平常温度上昇試験の前・後において、DC 500 V の絶縁抵抗計 (JIS C1302 による) により、充電部とプラスチック材料の接触可能な表面に当てた金属箔表面との間の絶縁抵抗を測定したとき、規定値以上であることが要求されます。これは、温度上昇試験の前と後でどれだけ絶縁抵抗が変化しているか、その絶縁抵抗値では製品に人が触っても安全か、また製品が絶縁破壊する心配がないかを確認するものです。(一般に温度が上昇すると絶縁は低下するので確認しておくことが大切。) この段階で、絶縁不良品を見つけて、修理・手直し等により製品の絶縁破壊を未然防止すべきでしょう。

耐電圧特性

各製品規格では、主にプラスチック材料を含む電気製品や部品が取り扱う電圧に対して十分な絶縁耐力があるかどうか（絶縁破壊をしないかどうか）を確認するための試験が要求されています。製品規格で規定される試験では、プラスチック材料の接触可能な表面に当てた金属箔表面に対して規定の試験電圧を印加します。電圧 (商用周波数の電圧) はゼロから一定速度で規定値まで上昇させその電圧に規定時間 (一般的には1分間) 絶縁破壊しないで耐えるかどうかを評価することが要求されています。
製造工程においては、対象電気機器全数に対して規定の試験電圧に規定時間 (一般的には 1～2 秒間) 耐えるかどうかを評価する試験も要求されています。

※ 注意 ※　各試験では、高電圧を取り扱うため、男女に関わらず試験される方の年齢 (日本では満 18 歳未満) によっては、労働基準法などの法律で作業制限される場合があります。
また、制限のない人が試験を担当する場合でも、試験上の注意を熟知したうえで、事故が起きないように配慮をした状態で試験することが必要です。

表2　主な製品規格と各特性要求の有無

製品規格	CTI	漏れ電流	絶縁抵抗	耐電圧
IEC60065　AV 機器	○	－	○	○
IEC60950-1　情報技術機器	○	○	－	○
IEC60335-1　家庭用電気機器	○	○	－	○
IEC61010-1　測定、制御及び研究室用電気機器	○	○	－	○
IEC60601-1　医用電気機器	○	○	－	○
電安法　省令 1　(※)	○	○	○	○

※　省令第 2 項では、各 IEC 規格に対応した、J60065、J60950-1 及び J90335-1 が定められています。

EMC 対策

プラスチック材料は、電磁波をよく透過するため EMC 対策も必要となります。プラスチック材料をある程度以下の体積固有抵抗のもので遮蔽して EMC 対策を施すため、電磁波シールド対策グレードのプラスチック材料を開発し、適当な導電性のあるプラスチック材料で機器の外郭などを成形しようとする時期もありましたが、十分な効果を得られず、外郭などのプラスチック材料に導電性塗料を塗布する方法や、機器を金属などでカバーする方法などが主な EMC 対策として採用されています。

コスモス・コーポレイションからのご案内: 電気通信事業法登録機関のご案内

CosmosCorporationは電気通信事業法登録認定機関です。

電気通信端末機器について電気通信事業法に基づく技術基準適合認定、設計認証又は総務大臣の認可を受けて電気通信事業者が定める技術的条件に適合している事の認定を行っています。

認証対象製品例： 電話機、FAX、モデム、ルーター、無線LAN等。弊社は電波法に基づく技術基準適合証明も併せて取得する事が可能です。

マネジメントシステム関連サービスのご案内

弊社では、従来から ISO9001/14001/OHSAS18001 等の各種マネジメントシステムの取得に向けての技術相談を実施しており、これまでの 500 件近い実績に基づき、迅速かつ的確なサービスを提供致します。

対応規格

ISO27001（情報セキュリティ）	ISO20000（ITサービス）
JIS Q 15001（Pマーク）	BS25999（事業継続）
ISO9001（品質）	ISO14001（環境）
OHSAS18001（労働安全衛生）	ISO22000（食品安全）

・・・等、各種マネジメントシステム

いずれの規格も、専門家が御社を訪問し、御社のシステムと現状の運用状況、規格要求との差異を明確にする事で、計画通りの認証取得に向けてフォロー致します。

また、お客様の事業所数、組織規模、事業内容等により取得に係る期間や、相談に係る費用は変動致しますが、お客様の事業戦略に応じたスケジュールを、ご相談の上で決定させて戴きます。

※ 技術相談とは、各種規格へのお客様の取り組みに伴い、文書作成段階やその運用段階で弊社技術者が訪問し、規格への適合性の判断を行うものです。

■ お問い合わせ先 ■
株式会社 コスモス・コーポレイション 松阪事業所 ISO 支援業務課
TEL : 0598-60-1827 FAX : 0598-60-0300 E-mail : iso@cosmos-corp.com
URL : http://www.safetyweb.co.jp

USA: カナダ: "CAN/CSA-C22.2 60950-22-07 情報技術機器安全 屋外設置機器" の更新

"CAN/CSA-C22.2 60950-22-07、情報技術機器 － 安全 － パート 22: 屋外に設置する機器" のアップデート#1 について

Summary
屋外に設置する機器を対象とした CSA 規格 CAN/CSA-C22.2 60950-22-07 のアップデート#1 に関するカナダ CSA から発行された Certification Notice の概要を紹介する。

概要

- 2007 年 4 月に、
  "IEC 60950-22、情報技術装置 － 安全 － パート 22： 屋外に設置される機器" と整合した
  "CSA 規格、CAN/CSA-C22.2 60950-22-07、情報技術機器 － 安全 － 屋外に設置される機器" が発行された。本規格は米国 UL の UL 60950-22 と共に 2 国規格を構成している。

- この規格では、基準規格となる IEC 60950-1 が CSA/UL 60950-1 に置き換えられ、カナダ電気規定（CEC）ならびに米国電気規定（NEC）への適合性保証のため追加された屋外用エンクロージャの規格、CSA 94 ならびに UL 50 への適合のための NA 要求事項が追加された。さらに、CSA/UL 60950-1 第 1 版または第 2 版で認可された製品にこのパート 22 規格を（前述の規格が有効である限り）使用することを認める修正がなされている。
- 2011 年 12 月に発行された CAN/CSA-C22.2 60950-22-07 に対するアップデート#1 では、代替の部品規格として CSA 94.2 あるいは UL 50E を使用できるようにしており、また現在の規格/規定（規則）の参照 [NFPA 70、米国電気規定（NEC）2008 年版およびカナダ電気規定（CEC）、パート I、C22.1-09 の 2009 年版] を反映させている。
- このアップデート#1 での主な変更点は下記の通りである。
  － CSA 94.2 および UL 50E を代替部品規格として追加。
  － カナダ電気規定（CEC）と米国電気規定（NEC）の最新版に基づく、参照文書の更新。

- このアップデート#1 は下記のクラスナンバーの製品に影響がある。

クラス No：
3862 11、情報技術機器 － (CSA 60950-1-03)
3862 13、情報技術機器 － (CSA 60950-1-07、第 2 版)
3862 91、情報技術機器 － (UL 60950-1 － 初版） － 米国規格での認証
3862 93、情報技術機器 － UL60950-1 第 2 版 － 米国規格での認証
4871 04、通信機器 － (CSA 60950-1-03)
4871 06、通信機器 － (CSA 60950-1-07、第 2 版)
4871 84、通信機器 － (CSA60950-1-03/UL 60950-1 初版)米国規格での NRTL 認証
4871 86、通信機器 － UL 60950-1 － 米国規格での認証

- このアップデート#1 は発行時点で有効となっており、申請されるすべての屋外用 IT 製品はこのアップデート#1 を含んだ形で評価される。この要求事項は、屋外で時々使われる場合はあっても荒天の条件に設置されることは意図されていない携帯型または可搬型機器には適用されない。

- CSA/ANSI/UL 60950 ベースの旧規格がまだ有効の場合、これらの規格ですでに認証済みの製品は、アップデート No.1 を含むこのパート 22 規格による評価のために再申請を行う必要はない。[詳細は 60950 ベースの旧規格で認証された情報通信技術（ICT）機器および通信機器に関する詳細と指示を記載した CSA Certification Notice No.16 を参照]
- CSA 60950-22 または UL 60950-22 のパート 2 規格と共に CSA 60950-1 または UL 60950-1 ベース規格で認証された製品は、「CSA 60950-22-07 で評価済み」または同等の UL の文言の追記と共に、ベース規格の該当するクラスコードの下で登録される。
- 例えば、
  CSA 60950-1-07 と CSA 60950-22-07 で評価されたモデル A は、クラス 3862 13 で登録され、モデル A には、「CSA 60950-22-07 で評価済み」という注記が付く。
  UL 60950-1 第 2 版と UL 60950-22 初版で評価されたモデル B は、クラス 3862 93 で登録され、モデル B には「UL 60950-22 初版で評価済み」という注記が付く。

このアップデート#1 での追加評価を希望する場合は CSA のクライアントサービス部に連絡のこと。

Source: CSA Certification Notice Ref. No.: I12-025 Information Technology & Electrical Business Equipment No. 21

USA: CPSC: 強制的消費者製品安全規格として ASTM F963-11 の受諾

Summary
ASTM F963– 11, 玩具安全に対する標準消費者安全仕様は、2012年6月12日付けで、強制的消費者製品安全規格 として、発効する。しかし、ASTM F963–11 は、ASTM F963–07のセクション 4.27 (玩具箱)を組み込んでいないので、玩具箱に関するASTM F963–07のその条項は 、有効であり続ける。

Federal Register Notice　　2012 年 2 月 23 日

消費者製品安全委員会
16 CFR Chapter II
強制的消費者製品安全規格として ASTM F963-11 の受諾
担当局: 消費者製品安全委員会
処置: 規格の受諾

サマリー: 消費者製品安全委員会 (CPSC) は、改定版 ASTM F963–11 規格、タイトル“玩具安全に対する標準消費者安全仕様”、を受諾した。
2008 年消費者製品安全改善法のセクション 106 により、ASTM F963–11 は、2012 年 6 月 12 日発効で、強制的消費者製品安全規格になる。

日程: ASTM F963–11 は 2012 年 6 月 12 日付けで発効。

補足情報:

- 2009 年 2 月 10 日、2008 年消費者製品安全改善法 (CPSIA) , 公法 110–314, のセクション 106(a)の規定により、**ASTM F963–07, 玩具安全に対する標準消費者安全仕様** (セクション 4.2、及び Annex 4、又は委員会又は制定法により公布された現行の強制規格又は禁制を再記述する又は組み込むいかなる条項をも除外する) **の条項が、消費者製品安全法(CPSA)のセクション 9 の下、強制的消費者製品安全規格になった。**
- 2009 年 5 月 13 日、委員会は、ASTM F963–08 (玩具箱を規定する ASTM F963–07 のセクション 4.27 の除去を除いて) を受諾することにより、ASTM インターナショナルにより提案された規格への改定を、受諾した。ASTM F963–08 の要求事項は、ASTM F963–07 のセクション 4.27 (玩具箱) 除いて (それはすでに発効済みであった) 、2009 年 8 月 16 日付けで、発効した。

- 2011 年 12 月 15 日、ASTM は **ASTM F963–11, 玩具安全に対する標準消費者安全仕様**を提出し、委員会による考慮を求め、現行規格への改定を、公式に、提案した。
  ASTM は、改定された ASTM F963–11 版により、ASTM F963–08 を置き換えることを、提案する。
- CPSIA の セクション 106(g)は、ASTM による通知に基づき、委員会は、以下の場合に、消費者製品安全規則の中に改定を組み込むべきことを、規定する。この場合とは：
  ASTM F963 への提案された改定の委員会への通知受領の 90 日内に、「委員会が提案された改定が規格によりカバーされている消費者製品の安全を改善しないと判断した」ことを委員会が、ASTM に通知しない場合。
- もしも委員会が、規格の提案された改定に関し、ASTM にそのように通知する場合、提案された改定に拘わらず、現行規格は有効であり続ける。もし委員会が、提案された改定に反対しない場合、改定規格は、ASTM が委員会に改定について通知する日程後 180 日で、発効する。
- 委員会は、「ASTM F963– 11 の提案された改定が、規格によりカバーされた消費者製品の安全を、改善する」と、結論付けた (determined)。CPSIA 法で我々の決定を連邦官報で公表することは特に要求されていないが、委員会は、本通知により、CPSC が、強制的消費者製品安全規格 として、本改訂を受諾することを、声明発表する。
- ASTM F963– 11 は、2012 年 6 月 12 日付けで、強制的消費者製品安全規格 として、発効する。しかし、ASTM F963–11 は、ASTM F963–07 のセクション 4.27 (玩具箱)を組み込んでいないので、玩具箱に関する ASTM F963–07 のその条項は 、有効であり続ける。

Dated: February 15, 2012.

http://www.cpsc.gov/businfo/frnotices/fr12/f963.pdf
Source: CPSC

USA: DOE: 省エネプログラム: 商用冷蔵機器の試験手順 最終規則官報発行、等

EERE: エネルギー効率・再生可能エネルギー局 The Office of Energy Efficiency and Renewable Energy

Summary
省エネプログラム:商用冷蔵機器の試験手順 最終規則の官報発行、等

通知及び規則 Notices and Rules
本ページは、政府プロジェクト”ビルディング技術プログラム” により連邦官報に公表された通知及び規則制定を、リストアップする。ワークショップ/他の会議に関する最近の発表又は機器及び商用機器のホームページも参照されたい。

2012
高輝度放電ランプに対する公開会議及び枠組み文書の入手性の通知 Notice of Public Meeting and Availability of the Framework Document for High-Intensity Discharge Lamps, 官報, 77 FR 11785, February 28, 2012
省エネプログラム: 商用冷蔵機器試験手順; 最終規則 Energy Conservation Program: Test Procedure for Commercial Refrigeration Equipment; Final Rule,,官報, 77 FR 10292, February 21, 2012

http://www1.eere.energy.gov/buildings/appliance_standards/notices_rules.html
USA: DOE

USA: DOE: 省エネプログラム: 家庭用洗濯機試験手順: スタンバイ/オフモード電力消費

Summary

新規家庭用洗濯機試験手順を制定

本新試験手順は、スタンバイモード及びオフモード時のエネルギー消費を測定する手順を、規定し、かつアクティブモード時のエネルギー及び水の消費を測定する手順を、更改する。

本最終規則は、2012 年 4 月 6 日に発効。

13888 官報 / Vol. 77, No. 45 / Wednesday, March 7, 2012 / 規則及び規制
エネルギー省、10 CFR Parts 429 and 430、[Docket No. EERE–2010–BT–TP–0021]、RIN 1904–AC08
省エネプログラム: 家庭用洗濯機試験手順

担当局: エネルギー効率及び再生可能エネルギー局, エネルギー省

処置: 最終規則

サマリー:
U.S. エネルギー省 (DOE) は、エネルギー政策/保護法 (EPCA) の下、新規家庭用洗濯機試験手順を、制定する。本新試験手順は、他の事項と並び、スタンバイモード及びオフモード時のエネルギー消費を測定する手順を、規定し、かつアクティブモード時のエネルギー及び水の消費を測定する手順を、更改する。本最終規則は、又、家庭用洗濯機に対する認証、適合、及び強制執行要求を修正し、洗濯機の推定年間運転コストを計算する条項を修正し、陳腐になった洗濯機試験手順を削除し、かつ、現行の試験手順内の一定の条項を修正する。

日程:
本最終規則は、2012年4月6日に発効。
製造会社は、家庭用洗濯機スタンバイモード及びオフモード時の電力を規定する今回改訂された省エネ規格を制定する最終規則の適合日 (compliance date)を始点として、附則 appendix J2 試験手順を使用し、適合を証明することが要求される。
その日に至るまでは、製造会社は、附則 appendix J1 の試験手順を使用し、適合を証明することができる。

http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-03-07/pdf/2012-4819.pdf
USA: DOE

USA: ANSI/UL: 新規格リスト: ANSI/UL 62368-1-2012 新規国家採択

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 43, #8 February 24, 2012 - VOL. 43, #10 March 9, 2012

新規国家採択 **New National Adoptions**

ANSI/UL 62368-1-2012	**Standard for Safety for Audio/Video, Information and Communication Technology Equipment - Part 1: Safety Requirements (national adoption with modifications of IEC 62368-1): 2/17/2012**

本規格はハザードベース（**HB**）安全規格である

(1) 本規格は、技術革新と製品の多様化に対応し、現行のIEC 60065及びIEC 60950-1 "両規格をカバーしている。
(2) 本規格は、危険レベルを定義し、それに対して適切なセーフガードを施すことによって、人体への危害及び物的損害の可能性を軽減･保護するための要求事項を定めている。構造要求ベースの規格でなく、性能要求ベースの規格である。従って、どのような新商品にも対応できるよう配慮されている。

新規格 **New Standards**

ANSI/UL 1691-2012	Standard for Safety for Single Pole Locking-Type Separable Connectors (new standard): 2/29/2012
ANSI/UL 1691-2012a	Standard for Safety for Single Pole Locking- Type Separable Connectors (new standard): 2/29/2012
ANSI/UL 1803-2012	Standard for Safety for Factory Follow-Up on Third Party Certified Portable Fire Extinguishers (Proposals dated 9/23/2011 and 12/9/11) (new standard): 2/15/2012
ANSI/UL 1803-2012a	Standard for Safety for Factory Follow-Up on Third Party Certified Portable Fire Extinguishers (Proposals dated 9/23/2011 and 12/9/2011) (new standard): 2/15/2012

改訂 **Revisions**

ANSI/UL 20-2012	Standard for Safety for General-Use Snap Switches (Bulletin dated September 30, 2011) (revision of ANSI/UL 20-2010): 2/15/2012
ANSI/UL 291-2012	Standard for Safety for Automated Teller Systems (Proposals Dated 6/10/11) (revision of ANSI/UL 291-2010): 2/15/2012
ANSI/UL 900-2012	Standard for Safety for Air Filter Units (Proposal dated 10-07-11) (revision of ANSI/UL 900-2009): 2/14/2012
ANSI/UL 900-2012a	Standard for Safety for Air Filter Units 9 (Proposal bulletin dated 12/16/11) (revision of ANSI/UL 900-2009): 2/14/2012
ANSI/UL 1917-2012	Standard for Solid-State Fan Speed Controls (revision of ANSI/UL 1917-2011): 2/23/2012

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Forms/AllItems.aspx?RootFolder=/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2011%20PDFs

以下は、**ANSI** の転載許可条件により英文のみの掲載になります。詳細がお知りになりたい方は、**publication@cosmos-corp.com** までご相談ください。

米国規格協会の規格レビューボードBSR＊ による規格提案に対するコメントの募集 Call for Comment on Standards Proposals

＊ BSR: ANSI Board of Standards Review

VOL. 43, #8 February 24, 2012

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4308.pdf

New Standards

BSR/UL 8750-201x, Standard for Safety for Light Emitting Diode (LED) Equipment for Use in Lighting Products (revision of ANSI/UL 8750 -2011a)

The following changes in requirements to UL 8750, are being proposed:
(1) Conductors in Class 2 & LVLE circuits;
(2) Printed-wiring boards connected to energy limited circuits;
(3) Thermocouple securement;
(4) Propose additional marking methods to 9.1.2;
(5) Update requirements for components to interconnect Class 1 and Class 2 circuits;
(6) Revise definition of power limited circuit to remove reference to Canadian Electrical Code (CEC);
(7) Add Appendix B as Addendum to Clause 4.1(b) for application of requirements in UL 60950-1 and UL 8750 for LED drivers;
(8) Revise environmental considerations for damp and wet location units in 5.2 and 5.3;
(9) Add requirements for conduit and miscellaneous knockouts;
(10) Add Relative Thermal Index (RTI) requirements for LED package polymeric materials;
(11) Clarify requirements for protective devices; and
(12) Revise requirements for abnormal tests.

VOL. 43, #10 March 9, 2012

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4310.pdf

New National Adoptions

BSR/UL 60065-201x, Standard for Safety for Audio, Video and Similar Electronic Apparatus - Safety Requirements (national adoption with modifications and revision of ANSI/UL 60065-2007)

Proposal for Additional "Coin" Cell Requirements

Click here to see these changes in full at the end of Standards Action

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4310.pdf

Revisions

BSR/UL 2251-201X, Standard for Safety for Plugs, Receptacles and Couplers for Electric Vehicles (revision of ANSI/UL 2251-2011)

These requirements cover plugs, receptacles, vehicle inlets, vehicle connectors, and breakaway couplings, rated up to 800 amperes and up to 600 volts ac or dc, intended for conductive connection systems, for use with electric vehicles. These devices are for use in either indoor or outdoor nonhazardous locations in accordance with National Electrical Codes.

http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Forms/AllItems.aspx?RootFolder=%2fsites%2fapdl%2fDocuments%2fStandards%20Action%2f2012%5fPDFs&View=%7b21C60355%2dAB17%2d4CD7%2dA090%2dBABEEC5D7C60%7d

Source: American National Standards Institute (ANSI)

USA: IEEE: 新規格リスト

以下は、ANSI の転載許可条件により英文のみの掲載になります。詳細がお知りになりたい方は、**publication@cosmos-corp.com** までご相談ください。

米国規格協会の規格レビューボードBSR * による規格提案に対するコメントの募集 Call for Comment on Standards Proposals

* BSR: ANSI Board of Standards Review

VOL. 43, #10 March 9, 2012
http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4310.pdf
IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers)
New Standards

BSR/IEEE 1453-201x, Recommended Practice for Adoption of IEC 61000-4-15:2010, Electromagnetic Compatibility (EMC)-Testing (new standard)

This standard adopts IEC 61000-4-15:2010, which gives a functional and design specification **for flicker measuring apparatus** intended to indicate the correct flicker perception level for all practical voltage fluctuation waveforms. Information is presented to enable such an instrument to be constructed. A method is given for the evaluation of flicker severity on the basis of the output of flickermeters complying with this standard. The object of IEC 61000-4-15:2010 is to provide basic information for the design and the instrumentation of an analogue or digital flicker measuring apparatus. It does not give tolerance limit values of flicker severity.

プロジェクト開始通知システム (PINS)

ANSI 手順は、「ANSI-認定企画開発者 (ASD) により行われる 新規・改訂アメリカ国家規格(ANS)を制定する活動の開始及び範囲について、ANSIが通知する」よう、定めている。
Project Initiation Notification System (PINS) ANSI Procedures require notification of ANSI by ANSI-accredited standards developers (ASD) of the initiation and scope of activities expected to result in new or revised American National Standards (ANS).

Project Initiation Notification System (PINS)
VOL. 43, #8 February 24, 2012
http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4308.pdf

BSR/IEEE 1872-201x, Standard for Ontologies for Robotics and Automation (new standard)

Stakeholders: Robot manufacturers, system integrators, robot endusers (part manufacturers, automotive industry, construction industry, service and solution providers, etc.), robot equipment suppliers, robot software developers, and researchers/developers

Project Need: The standard knowledge representation methodology and terminology that is being developed in this group will 1) more precisely define the concepts in the robot's knowledge representation, 2) ensure common understanding among members of the community, and 3) facilitate more efficient data integration and transfer of information among robotic systems.
This standard defines an overall ontology that allows for the representation of, reasoning about, and communication of knowledge in the robotics and automation domain. This ontology includes key terms as well as their definitions, attributes, constraints, and relationships. Sub-parts of this standard include a linguistic framework, generic concepts (an upper ontology), a methodology to add new concepts, and subdomain ontologies.

BSR/IEEE 1909.1-201x, Recommended Practice for Smart Grid Communication Equipment - Test Methods and Installation Requirements (new standard)

Stakeholders: The range of stakeholders are broad and include, but are not limited to, telecom equipment manufacturers, utilities, testing industry, government regulatory bodies.

Project Need: The communication industry lacks experience about standards applicable to equipment to be installed in different environmental conditions pertaining to different domains of smart grid. Based on best engineering practice, such recommendations significantly improve the reliability of the smart grid communication devices and optimize the amount of testing to verify their performance under certain conditions. This document includes **Recommended Practice for testing and installing different types of smart grid communication equipment** according to national and international standards available for equipment to be used in the smart grid. The Recommended Practice includes Safety, EMC, Environmental and Mechanical battery of tests but excludes the interoperability testing. This document captures Recommended Practice for communication equipment to be installed in various domains of the smart grid such as generation, transmission and distribution.

BSR/IEEE 62704-4-201x, Standard for Determining the Peak Spatial- Average Specific Absorption Rate (SAR) in the Human Body from Wireless Communications Devices, 30 MHz - 6 GHz: General Requirements for Using the Finite Element Method (FEM) for SAR Calculations and Specific Requirements for Modeling Vehicle- Mounted Antennas and Personal Wireless Devices (new standard)

Stakeholders: Stakeholders include manufacturers of mobile phones and other wireless communication devices. The concepts, techniques, models, validation procedures, uncertainties and limitations of the Finite-Element Method (FEM) described in this standard will also be useful to manufacturers of medical devices using the FEM method to ensure the safety and efficacy of their devices

Project Need: **This project replaces P1528.4.** This standard will fill the emerging need for computational techniques for determining the SAR associated with human exposure to wireless devices.
Ultimately, these techniques should replace many complex and costly experimental techniques now being used. These techniques would also fulfill a need for a process useful at the design stage to ensure that certain wireless devices will meet existing rules and regulations.

This standard describes the concepts, techniques, models, validation procedures, uncertainties and limitations of the Finite-Element Method when used for determining the spatial-peak specific absorption rate (SAR) in standardized anatomical models exposed to wireless communication devices, including vehicle-mounted antennas and personal wireless devices, such as hand-held mobile phones.
Guidance on modeling such devices and benchmark data for simulation is provided; model contents, meshing and test positions of the anatomical models are defined.

VOL. 43, #9 March 2, 2012
http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Action/2012_PDFs/SAV4309.pdf

BSR/IEEE C95.3-20XX, Recommended Practice for Measurements and Computations of Electric, Magnetic and Electromagnetic Fields With Respect to Human Exposure to Such Fields, 0 Hz-300 GHz
(revision of ANSI/IEEE C95.3-2002 (R2008))
Stakeholders: bioeffects researchers, instrument developers and manufacturers, those developing calibration systems and standards, and individuals involved in critical hazard assessments or surveys of various emitters, power utilities, the telecommunications industry, manufacturers with induction and dielectric heating applications, the military and any other organizations that operate sources of electric, magnetic and electromagnetic fields
Project Need: **This project updates and extends the frequency range of C95.3-2002 by combining C95.3-2002 (2007) (100 kHz to 300 GHz) with C95.3.1-2010 (0 Hz to 100 kHz).**
This recommended practice describes methods for measuring and computing external electric, magnetic and electromagnetic fields to which persons may be exposed over the frequency range of 0 Hz to 300 GHz. Instrument characteristics and the methods of calibrating such instruments and methods for computation and the measurement of the resulting fields and currents that are induced in bodies of humans exposed to these fields are included.
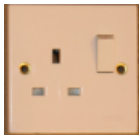
Source: American National Standards Institute (ANSI)、IEEE

ちょっといっぷく：小クイズコーナー　欧州で使用されているコンセントについて

質問：　下記に記載したコンセントと、それを使用している欧州の国々のグループの組み合わせで正しい組み合わせの番号を選んでください。

番号	コンセント	国
①		オーストリア、ブルガリア、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン
②		キプロス、アイルランド、マルタ、英国
③		ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ポーランド、スロバキア
④		デンマーク

解答：　④が正解。
正しい組み合わせは、
①ーベルギー、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ポーランド、スロバキア、
②ーオーストリア、ブルガリア、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、
③ーキプロス、アイルランド、マルタ、英国

参考：　“Guidelines on the application of Directive 2006/95/EC”
http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/electrical/files/lvdgen_en.pdf

以上

EU: CENELEC: 低電圧指令整合規格リスト EU 官報により発表 (2012/02/29)

Summary

- "低電圧理事会指令 (LVD) 2006/95/EC" (12 December 2006)のもとでの、欧州整合規格(Harmonized Standards)の参照番号 タイトルを 記載した最新リストが、2012/02/29 日付け欧州連合の官報により、発表された。新規格（又は、新修正版）が 36 件、リストアップされた。この内 34 件は従来通りの新規格（又は、新修正版）であり、2 件は、/AC:2009 等である誤り訂正版である。これら規格は、最終適用日までに、適用しなければならない。従来の最新リストは 2011/08/31 付けのものである。

- 主な重要規格は以下の様である:

EN 60335-1:2002/A15:2011	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性関連2件
EN 60400:2008/A1:2011	管状蛍光灯ランプ
EN 60598-2-3:2003/A1:2011	照明器具
EN 60695-11-4:2011	**耐火性試験**
EN 60730-2-7:2010/AC:2011	家電用自動電気コントロール:タイマー
EN 60950-1:2006/AC:2011	**情報技術機器 - 安全性**
EN 60974	アーク溶接機関連 2 件
EN 61199:2011	単頭型蛍光灯ランプ
EN 61812-1:2011	タイムリレー
EN 61851-1:2011	**電気車両伝導充電システム**
EN 62109-2:2011	**太陽光発電システム使用用電力変換機の安全**
EN 62253:2011	**太陽光発電揚水システム**

以下のタイトルの整合規格リストが、2012/02/29 日付けで発行された。
”一定電圧限度内の使用を意図した電気機器に関する 加盟諸国の法律の整合化に関する、12 December 2006 付け欧州議会及び閣僚理事会の指令 2006/95/EC ” の実施の枠組みにおける委員会通信 Commission communication in the framework of the implementation of Directive 2006/95/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on the harmonisation of the laws of Member States relating to electrical equipment designed for use within certain voltage limits”
(本指令のもとでの整合規格のタイトル及び参照の発行 Publication of titles and references of harmonised standards under the Directive) (2012/C61/02)

- "低電圧理事会指令 (LVD) 2006/95/EC" (12 December 2006)のもとでの、欧州整合規格 (Harmonized Standards)の参照番号 タイトルを 記載した最新リストが、2012/02/29 日付け欧州連合の官報により、発表された。新規格（又は、新修正版）が 36 件、リストアップされた。この内 34 件は従来通りの新規格（又は、新修正版）であり、2 件は、/AC:2009 等である誤り訂正版である。
- これら規格は、最終適用日までに、適用しなければならない。従来の最新リストは 2011/08/31 付けのものである。

- 主な重要規格は以下の様である:

参照及び規格のタイトルReference and title of the standard (and reference document)	Date of cessation of presumption of conformity of the superseded standard 最終適用日 (日/月/年)
EN 60061-1:1993/A46:2011 互換性及び安全性の管理のためのゲージを備えたランプキャップ及びソケット関連9件	17/08/2014 等
EN 60335-1:2002/A15:2011 家庭用及び類似用途の電気機器－安全性関連2件	02/05/2014
EN 60400:2008/A1:2011 管状蛍光灯ランプ	25/05/2014
EN 60598-2-3:2003/A1:2011 照明器具	19/05/2014
EN 60695-11-4:2011 耐火性試験－第 11-4 部：試験炎－50 W 炎－装置及び確認試験方法	
EN 60730-2-7:2010/AC:2011 家電用自動電気コントロール:タイマー	
EN 60950-1:2006/AC:2011 情報技術機器 - 安全性	
EN 60974 アーク溶接機関連 2 件	22/06/2014 等
EN 61199:2011 単頭型蛍光灯ランプ	15/08/2014
EN 61439 低電圧開閉装置及び制御装置アセンブリ関連 2 件	23/09/2014
EN 61534-1:2011 パワートラックシステム	22/06/2014
EN 61812-1:2011 タイムリレー	29/06/2014
EN 61851-1:2011 電気車両伝導充電システム	01/04/2014
EN 61869 計器用変圧器関連 2 件	
EN 62109-2:2011 太陽光発電システム使用用電力変換機の安全	
EN 62253:2011 太陽光発電揚水システム	

前回リスト:
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2011:256:0001:0082:EN:PDF
今回リスト: **低電圧指令整合規格リスト 2012/02/29** 日付け
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:061:0056:0148:EN:PDF
http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/documents/harmonised-standards-legislation/list-references/low-voltage/index_en.htm
Source: EU: 欧州連合

EU: CENELEC: 機械の適合推定を与える整合規格リスト発表

Summary
機械の適合推定を与える整合規格リストが 2012 年 2 月 29 日付け、及び 2012 年 3 月 23 日官報で公表

1) 欧州機械指令の整合規格リストが公表　　2012 年 2 月 29 日付け

26規格が新しく整合規格として記載。
2012 年 2 月 29 日付け官報により、その参照が公表された整合規格は、機械指令の必須健康/安全要求事項との適合への解決策、及びそれとの適合の推定を与えるものである。

機械指令の下での新しい統合整合規格リストは、農業/林業用機械、プラスチック/ゴム用機械、及び、オール・テライン・ビークル (オフロードカー ATVs - Quads) に対する、新規整合規格を含む。

これら欧州規格の使用は任意事項であり、製造会社は、その製品を製造するために整合規格に従うか否かを選択することができる。従って、製造会社は、同等レベルの安全を提供する 他の技術解決策をとることができる。その場合、製造会社は、最高技術を考慮し義務的必須健康/安全要求事項に適合していることを証明できなければならない。

http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=5806&lang=en&tpa_id=153

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/machinery/index_en.htm
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:061:0001:0055:EN:PDF

2) 欧州機械指令の整合規格リストが公表　　2012 年 3 月 23 日付け

2012 年 3 月 23 日付け EU 公報にて欧州機械指令指令の整合規格リストが公表さた。今回の整合規格改訂では、以下の 4 つの規格が新しく追加された。
(今回リストに追加された規格)

- EN 474-4:2006+A2:2012 Earth-moving machinery - Safety - Part 4: Requirements for backhoe loaders
- EN 474-5:2006+A2:2012 Earth-moving machinery - Safety - Part 5: Requirements for hydraulic excavators
- EN 1459:1998+A3:2012 Safety of industrial trucks - Self-propelled variable reach trucks
- EN 14985:2012 Cranes - Slewing jib cranes

上記の規格は旧機械指令（98/37/EC）では整合規格となっていたが、今回の整合規格リスト更新により、現機械指令 2006/42/EC の整合規格として含められたことになる。

2012/C 87/01 Commission communication in the framework of the implementation of the Directive 2006/42/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on machinery, and amending Directive 95/16/EC (recast) (1)(Publication of titles and references of harmonised standards under the directive)

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/machinery/index_en.htm
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:087:0001:0055:EN:PDF>
Source: EU: 欧州連合

EU: CENELEC: 整合規格リスト発表: 圧力機器指令

Summary
整合規格リスト発表: 圧力機器指令

整合規格リスト発表: 圧力機器指令
2012/C 90/03 Commission communication in the framework of the implementation of Directive 97/23/EC of the European Parliament and of the Council on the approximation of the laws of the Member States concerning pressure equipment
http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:C:2012:090:SOM:EN:HTML
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:090:0003:0003:EN:PDF

Source: EU: 欧州連合

EU: 低電圧指令 2006/95/EC の適用に関するガイドライン(2012 年 1 月改定)発行

Summary
低電圧指令 2006/95/EC の適用に関するガイドライン(2012 年 1 月最終改定) 発行

低電圧指令 2006/95/EC の適用に関するガイドライン
(一定の電圧限度値内の仕様を意図した電気機器) AUGUST 2007(2012 年 1 月最終改定) が発行された

従来ガイドラインからの主な変更点

1) 機械指令に関連した項目
旧機械指令 98/37/ECに言及した項目がなくなり、新機械指令2006/42/ECに関連する項目に絞られた
2) “39 見解 Remark” 項が追加
2010/1 月発効した認定及び市場査察に関する規制 765/2008/EC と GPSD（一般製品安全指令 2001/95/EC）間の認定及び市場査察に関するカバー領域について明確化が図られた。

3) 以下の 3 件の付属文書が追加されている
付属文書 ANNEX I 追加的情報
付属文書 ANNEX II LVD の適用範囲内外の製品の例
付属文書 ANNEX III 低電圧指令（LVD）または機械指令（MD）下で EN 60335 シリーズの規格で扱われる製品の割り当てに適用される基準
4) EN 60335 シリーズの規格の各規格が LVD 又は MD どちらの指令の下の整合規格リストでカバーされるべきか整理した一覧表を提示

本文書の和訳書を計画中です。お問い合わせください publication@cosmos-corp.com
Guidelines on the application of the directive
http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/electrical/files/lvdgen_en.pdf
Source: EU: 欧州連合

EU: 一定の条件下で医療機器の電子化取扱説明書が可能に: 委員会規制 No 207/2012

Summary
一定の条件下で医療機器の電子化取扱説明書が可能に: 委員会規制 (EU) No 207/2012
ある種医療機器に対しては、ペーパ形式でなく電子形式で取り扱い説明書を提供することが職業的使用者に取り便益があることがある。これにより、安全レベルを維持し又は改善しつつ、環境負荷が軽減し、そして、コスト減少により医療機器産業の競争力が強化できる。

L 72/28 EU 官報 10.3.2012 **医療機器の電子化取扱説明書に関する 2012.03.09 付 委員会規制**

前文

(1) ある種医療機器に対しては、ペーパ形式でなく電子形式で取り扱い説明書を提供することが職業的使用者に取り便益があることがある。これにより、安全レベルを維持し又は改善しつつ、環境負荷が軽減し、そして、コスト減少により医療機器産業の競争力が強化できる。

(2) ペーパ形式でなく電子形式で取り扱い説明書を提供することの可能性は、特定条件での使用を意図した一定の医療機器及びアクセサリーに限定されなければならない。いずれの場合でも、安全及び効率性の理由で、使用者は、要請により、ペーパ形式での取り扱い説明書を取得する可能性を有しなければならない。

(3) 出来うる限り潜在リスクを減少させるため、電子形式での取り扱い説明書の提供の適切性は、製造会社による特有のリスクアセスメントに、従わなければならない。

本文

欧州委員会は本規制を採択した:

Article 1

本規制は、指令 90/385/EEC への Annex 1 point 15、及び指令 93/42/EEC への Annex I point 13 に参照されている医療機器の取り扱い説明書が、ペーパ形式**の代わりに**電子形式で提供されてもよい場合の条件を規定する。

本規制は、又、ペーパ形式での完全な取り扱い説明書**に加えて提供される**電子形式の取り扱い説明書に関する一定の要求事故を、その内容及びウエブ サイトに関し、制定する。

情報源：
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:072:0028:0031:EN:PDF
Source: EU: 欧州連合

EU: エアコン及び扇風機等のエコデザイン要求: 委員会規制 (EU) No 206/2012 発行

Summary
本規制は、電気主電源で動作するエアコン（冷房定格容量 ≤12 kW)、及び、コンフォートファン（電気扇 電源入力≤ 125W）の上市に対するエコデザイン要求を、制定。
これらに対する、エコデザイン要求事項は、付属文書 I に規定。実施要求は 2013/1/1 から開始され、2014/1/1 で更に追加要求事項が科せられる。

エアコン及びコンフォートファン（扇風機等）のエコデザイン要求事項に関し、ErP 指令(2009/125/EC) を施行するための 2012.03.06 付 委員会規制 (EU) No 206/2012 (2012.03.10 付 OJ/2012/L 72)

COMMISSION REGULATION (EU) No 206/2012 of 6 March 2012 implementing Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council with regard to ecodesign requirements for air conditioners and comfort fans

本文

Article 1 **主題事項及び適用範囲**

1. 本規制は、電気主電源で動作するエアコン（冷房（冷房機能がない場合は暖房）定格容量 ≤12 kW)、及び、コンフォートファン（電気扇 電源入力≤ 125W）の上市に対するエコデザイン要求を制定する

2. 本規制は、以下には適用しない:
(a) 電気以外のエネルギーを使用する器具;
(b) 凝縮器サイド、又は蒸発器サイド、又は両者に熱伝導媒体として空気を使用しないエアコン。

Article 2 **定義**

5. ‘コンフォートファン comfort fan’ とは、個人の快適冷房のため主として人体の周辺又はその部分に空気流を作るよう意図された器具である。照明など追加的機能を果たすコンフォートファンを含む;

Article 3 **エコデザイン要求事項 と要求時期を規定**

エアコン及び、コンフォートファンに対する、エコデザイン要求事項は、付属文書 Annex I に規定。
実施要求は2013/1/1から開始され、2014/1/1 で更に追加要求事項が課せられる。

附則

ANNEX I エコデザイン要求事項
1. 本附則で使用され用語の定義
2. 最低エネルギー効率、オフモード及びスタンバイモードでの最大電力消費、及び最大音出力レベル に対する要求
3. 製品情報要求

ANNEX II 測定及び計算
ANNEX III 市場査察時の検証手順
ANNEX IV ベンチマーク(市場での水準)

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:072:0007:0027:EN:PDF
Source: EU: 欧州連合

EU: CENELEC: 新規格リスト

EMC、安全関連規格　　DAV: 2012-02-25 to 2012-03-16 発行

IEC 規格との同等性**: IEC、CISPR 規格に(MOD)と表示されているものは、当 EN 規格が IEC、CISPR 規格に変更を加え作成され、(EQV)は変更が加えられていないことを意味する。

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付
EMC 関連(2004/108/EC 関連)				
EN 50083-2:2012	TV 信号、音声信号及びインタラクティブサービス用ケーブル通信網 - Part 2: 機器の電磁両立性 Cable networks for television signals, sound signals and interactive services - Part 2: Electromagnetic compatibility for equipment	EMC (2004/108/EC)	-	DAV 2012-03-02 DOA 2012-06-21 DOP 2012-12-21 DOW 2013-06-21
EN 61800-3:2004/A1:2012	可変速電力ドライブシステムー第 3 部：EMC 要求事項及び特定試験方法 Adjustable speed electrical power drive systems - Part 3: EMC requirements and specific test methods	EMC (2004/108/EC)	IEC 61800-3:2004/A1:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-03-19 DOP 2012-09-19 DOW 2014-12-19
EMC、安全関連 (EMC 指令 2004/108/EC、低電圧指令 2006/95/EC 関連)				
安全関連(低電圧指令 2006/95/EC、その他関連)				
EN 50288-8:2012	アナログ及びディジタルの通信及びコントロールに使用するマルチエレメント金属ケーブル - Part 8: 2 MHz までの特性を持つ type 1 ケーブルの仕様 Multi-element metallic cables used in analogue and digital communication and control - Part 8: Specification for type 1 cables characterised up to 2 MHz	LVD (2006/95/EC)	-	DAV 2012-03-09 DOA 2012-07-23 DOP 2013-01-23 DOW 2015-01-23
EN 50360:2001/A1:2012	電磁界 (300 MHz - 3 GHz)への人体曝露に関連する基本制限との移動電話の適合を実証する製品規格 Product standard to demonstrate the compliance of mobile phones with the basic restrictions related to human exposure to electromagnetic fields (300 MHz - 3 GHz)	RTTED (1999/5/EC)	-	DAV 2012-03-02 DOA 2012-08-13 DOP 2013-02-13 DOW 2015-02-13
EN 50441-1:2012	屋内住居電気通信設備用ケーブル - Part 1: 非遮蔽ケーブル - Grade 1 Cables for indoor residential telecommunication installations - Part 1: Unscreened cables - Grade 1	LVD (2006/95/EC)	-	DAV 2012-03-09 DOA 2012-07-23 DOP 2013-01-23 DOW 2015-01-23
EN 50441-2:2012	屋内住居電気通信設備用ケーブル - Part 2: 遮蔽ケーブル - Grade 1 Cables for indoor residential telecommunication installations - Part 2: Screened cables - Grade 1	LVD (2006/95/EC)	-	DAV 2012-03-09 DOA 2012-07-23 DOP 2013-01-23 DOW 2015-01-23
EN 50441-4:2012	屋内住居電気通信設備用ケーブル - Part 4: 1 200 MHz までのケーブル - Grade 3 Cables for indoor residential telecommunication installations - Part 4: Cables up to 1 200 MHz - Grade 3	LVD (2006/95/EC)	-	DAV 2012-03-09 DOA 2012-07-23 DOP 2013-01-23 DOW 2015-01-23
EN 50491-4-1:2012	家庭･ビル電子システム (HBES) 及び ビルの自動及びコントロールシステム (BACS) に対する一般要求事項- Part 4-1:	LVD (2006/95/EC)	-	DAV 2012-03-09 DOA 2012-08-20

	家庭・ビル電子システム (HBES) 及び ビルの自動及びコントロールシステム (BACS) に組み込むことを意図した製品に対する、一般機能安全要求事項 General requirements for Home and Building Electronic Systems (HBES) and Building Automation and Control Systems (BACS) - Part 4-1: General functional safety requirements for products intended to be integrated in Building Electronic Systems (HBES) and Building Automation and Control Systems (BACS)			DOP 2013-02-20 DOW 2015-02-20
EN 50580:2012	手持ち電動工具の安全 - スプレーガンの特定要求事項 Safety of hand-held electric motor operated tools - Particular requirements for spray guns	MD (2006/42/EC)	-	DAV 2012-03-02 DOA 2012-07-09 DOP 2013-01-09 DOW 2015-01-09
EN 60061-1:1993/A47:2012	互換性及び安全性の管理のためのゲージを備えたランプキャップ及びソケットー第 1 部：ランプキャップ Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety - Part 1: Lamp caps	LVD (2006/95/EC)	IEC 60061-1:1969/A47:2011 (EQV)	DAV 2012-03-16 DOA 2012-06-03 DOP 2012-12-03 DOW 2015-03-03
EN 60335-2-16:2003/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-16 部：食物廃物ディスポーザの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-16: Particular requirements for food waste disposers	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-16: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-18 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-18
EN 60335-2-44:2002/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-44 部：アイロナの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-44: Particular requirements for ironers	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-44: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-04 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-04
EN 60335-2-45:2002/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器-安全性－第 2-45 部：可搬形加熱工具及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-45: Particular requirements for portable heating tools and similar appliances	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-45: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-04 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-04
EN 60335-2-51:2003/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-51 部：加熱用固定循環ポンプ及び水道水設備の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-51: Particular requirements for stationary circulation pumps for heating and service water installations	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-51: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-18 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-18
EN 60335-2-66:2003/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-66 部：電気ウォータベッドヒータの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-66: Particular requirements for water-bed heaters	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-66: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-04 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-04
EN 60335-2-81:2003/A2:2012	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-81 部：足温器及び暖房マットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-81: Particular requirements for foot warmers and heating mats	LVD (2006/95/EC)	IEC 60335-2-81: 2002/A2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-01-18 DOP 2012-09-02 DOW 2014-10-18

EN 61347-2-2:2012	ランプ制御装置ー第 2-2 部：白熱灯用交流又は直流電源の電子式ステップダウンコンバータに関する特定要求事項 Lamp controlgear - Part 2-2: Particular requirements for d.c. or a.c. supplied electronic step-down convertors for filament lamps	LVD (2006/95/EC)	EC 61347-2-2:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-04-11 DOP 2012-10-11 DOW 2015-01-11
EN 61347-2-7:2012	ランプ制御装置ー第 2-7 部：非常照明用電池電源電子式制御装置の特定要求事項(自給式) Lamp controlgear - Part 2-7: Particular requirements for battery supplied electronic controlgear for emergency lighting (self-contained)	LVD (2006/95/EC)	IEC 61347-2-7:2011 (EQV)	DAV 2012-03-02 DOA 2012-04-11 DOP 2012-10-11 DOW 2015-01-11
省エネ関連 (省エネラベル指令 2002/40/EC、ErP 指令 2010/30/EU 関連)				

DAV: Date of availability (CENELEC から各国での入手可能日)
DOA: Date of announcement (加盟国での最終存在通知日)
DOP: Date of publication (加盟国での最終発行/施行日)
DOW: Date of withdrawal (矛盾国内規格の撤回日)

http://www.cenelec.eu/Cenelec/Homepage.htm
Source: CENELEC

EU: ETSI: 新規格リスト

ERM 関連
承認手続き又は発行済み刊行物 from 2012-2-20 up to 2012-03-18

文書番号 Document number / Work item / Technical Body (WG)	タイトル Title
ETSI TR 101 557 V1.1.1 (2012-02) - (1001 kb) - 51 pages DTR/ERM-TG30-100 ERM TG30	電磁両立性と無線スペクトラム事項(ERM)： システム参照文書(SRdoc); 1 785 MHz - 2 500 MHz 領域の医療用ボディエリアネットワークシステム(MBANSs) Electromagnetic compatibility and Radio spectrum Matters (ERM); System Reference document (SRdoc); Medical Body Area Network Systems (MBANSs) in the 1 785 MHz to 2 500 MHz range

本表中の文書は、次の ETSI ダウンロード区域ページ Download area webpage を訪問し、サーチをかけることにより、ダウンロードできる。(http://pda.etsi.org/pda/home.asp?)wki_id=GvyjHde4qIIJJOKL48LeU.)
http://portal.etsi.org/Portal_Common/home.asp
Source: ETSI: European Telecommunications Standards Institute

オーストラリア: ACMA: ラベリングアレンジメントへの変更: マークの統一

Summary
現行の 3 種の適合マーク (C-Tick, A-Tick 及び RCM) は、単一の適合マーク— RCM に集約される。これは、全ての適用される ACMA 規制アレンジメントとの、そして、適用される州及びテリトリーの電気機器安全要求との、デバイスの適合を意味する。
2012 年 7 月 1 日から開始するよう提案されている。

現行の 3 種の適合マーク (C-Tick, A-Tick 及び RCM) は、単一の適合マーク— RCM に集約される。これは、全ての適用される ACMA 規制アレンジメント — 即ち、電気通信、無線通信、 EMC 及び EME — との、そして、適用される州及びテリトリーの電気機器安全要求との、デバイスの適合を意味する。C-Tick 及び A-Tick 適合マークは、段階的に消えていく。新しいデータベースが、全供給者登録 (all supplier registration)のため用意され、供給者識別要求 (supplier identification requirements)は、ラベリング通知から除かれる。

実施タイムテーブル

変更は今のところ、2012 年 7 月 1 日から開始するよう提案されている。これは、電気規制局理事会 (ERAC) 電気機器安全システム(EESS) に対し提案されている開始日に合うように するためである (下記参照)。この日付は、EESS の開始日に遅れが出た場合、延期される。本ページの情報は、2012 年 7 月 1 日の開始日に基づき説明されている。現行のアレンジメントは開始日まで適用される。
新しいアレンジメントは 2012 年 7 月 1 日から、新しいサプライヤー（ACMA サプライヤーデータベースに登録されていないサプライヤー）にのみ適用される。 2015 年 7 月 1 日から、アレンジメントは、全てのサプライヤーに適用される

新しいサプライヤーへのアレンジメント

2012 年 7 月 1 日から、新しいサプライヤーは新データベースに登録し、かつ、適用される ACMA 規制との適合を示すため RCM を使用しなければならない。

現行サプライヤーへのアレンジメント

現行サプライヤー（2012 年 7 月 1 日開始日に先立ち ACMA サプライヤーデータベースに登録されているもの）には、3 年間の移行期間がある。これらサプライヤーは、3 年間のうちに新データベースに登録し RCM の使用を開始する必要がある。現行サプライヤーは、2015 年 6 月 30 日までは、デバイスに C-Tick 又は A-Tick のラベルをつけることが許容される。2015 年 6 月 30 日までの移行期間の終了前に C-Tick 又は A-Tick ラベルを付け、そして、現行要求事項に合致するデバイス は、再ラベル付けする必要がない。移行期間の終了（2015 年 7 月 1 日）から、全てのサプライヤーは、新データベースに登録し、RCM を使用しなければならない。

EESS について

州及びテリトリーの電気機器安全アレンジメントをカバーする新しい電気機器安全システム(EESS)が、2012 年 7 月 1 日に開始することが提案されている。RCM が、EESS の適用範囲内のデバイスに対し、唯一の適合マークになる。

EESS については www.erac.gov.au/.

ACMA http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC_410297

中国: CQC: コンピュータディスプレイ: 省エネ認証規格のエネルギー効率レベル１級を実施

Summary
CQC: コンピュータディスプレイ製品に対して省エネ認証「コンピュータディスプレイエネルギー効率制限値及びエネルギー効率レベル」規格のエネルギー効率レベル 1 級を実施する通知

コンピュータディスプレイ製品に対して省エネ認証「コンピュータディスプレイエネルギー効率制限値及びエネルギー効率レベル」規格のエネルギー効率レベル 1 級を実施する通知

発信者：北京 CQC
強制・非強制：非強制
公布日：2012 年 02 月 28 日
実施日：2012 年 02 月 28 日

認証を取得済みの各認証企業：

- **「コンピュータディスプレイエネルギー効率制限値及びエネルギー効率レベル」（GB 21520-2008）規格**の要求により、コンピュータディスプレイのエネルギー効率制限値は 2011 年 11 月 01 日からエネルギー効率レベル 2 級に格上げされた。本公告の公布日から、コンピュータディスプレイ製品省エネ認証の評価基準は「コンピュータディスプレイエネルギー効率制限値及びエネルギー効率レベル」（GB 21520-2008）のエネルギー効率レベル 2 級から 1 級に調整される。基準は以下の通り：

ディスプレイタイプ	エネルギー効率レベル 1 級	
	エネルギー効率/（cd/W）	オフ状態でのエネルギー消費/ W
CRT	0.18	1
LCD	1.05	0.5

- 認証取得済の各企業はエネルギーレベルの要求に従い、省エネ認証を取得済みの製品の試験レポートが適合しているかのチェックを行わなければならない。レベル 1 級に適合しない場合、即時に中国質量認証センターに変更申請を提出されたい。また、2012 年 05 月 20 日までに試験と規格格上げ業務を完了する必要がある。2012 年 05 月 20 日までに規格格上げ業務を完了できない場合は、製品の認証書は取り消される。

http://www.cqc.com.cn/chinese/gkwj/rzbzxx/bzhbxx/webinfo/2012/02/1330362067303793.htm
Source: CQC: 中国品質認証センター(中国质量认证中心) China Quality Certification Centre

韓国: 電磁波障害防止基準、イミュニティ基準告示発表

Summary
電磁波障害防止エミッション基準、電磁波保護イミュニティ基準告示 2011.12.23 付けで発表

電磁波障害防止エミッション基準（国立電波研究院告示第 2011-24 号、2011.12.23）Technical Requirements for Electromagnetic Interference、及び
電磁波保護イミュニティ基準（国立電波研究院第 2011-25 号、2011.12.23）Technical Requirements for Electromagnetic Susceptibility が 2011.12.23 付けで発表された。
内容をみると両基準に施行時期に関する附則が付加されているが、エミッション基準（国立電波研究院告示第 2011-24 号）には 2011-25 号へ附則が、間違いで付加されている。第 2011-24 号に対する附則が欠如していることになる。何らかの修正案が発表されるであろう。

基本的には、本内容は 2012 年 3 月 23 日から実施。第 7 条関連の別表 3（自動車と内燃機関類などの耐性の基準）は、2012 年 1 月 1 日から施行。又、両基準への試験方法が同日付けで発表された。（下記）

1 電磁波障害防止試験方法（国立電波研究院発表第 2011-30 号、2011.12.23。）

2 電磁波保護試験方法（国立電波研究院発表第 2011-31 号、2011.12.23。）

http://rra.go.kr/join/databoard/law/list.jsp?lw_type=4
Source: Radio Research Agency

韓国: 放送通信機材などの適合性評価に関する告示 等 告示第 2012-7 号、第 2012-9 号

Summary
放送通信機材などの適合性評価に関する告示の一部を改正する告示等、第 2012-7 号、第 2012-9 号

1) 国立電波研究院告示第 2012-9 号発行 2012 年 3 月 19 日
放送通信機資材などの適合性評価に関する告示(電波研究所告示第 2011-15 号)を一部改正するもの。
放送通信委の職制改編によって通知者の名称を変更する。
対象機資材再分類及びアップデート（第 3 条、第 4 条関連)。
・電気用品を適宜登録対象に編入、電磁波吸収率対象機器を追加（適合認証対象品目のみ）
等 9 点の改正が行われた。
2) 国立電波研究院告示 第 2012-7 号発行 2012 年 3 月 12 日
「電波法」第 58 条の 5 に基づいて､「放送通信機資材などの試験機関の指定及び管理に関する通知」(電波研究所告示第 2011-12 号、2011.02.18.) の一部が改正告示された。

この告示は、「電波法施行令」（以下 "令"という。）第 77 条の 8 から第 77 条の 11 までに定めるところにより、適合性評価試験業務をする機関の指定及び変更等に関し必要な細部事項を定めている。
試験分野別試験種目に、従来の有線、無線などに加え、「電磁波吸収率」が追加された。

http://rra.go.kr/join/databoard/law/list.jspw_type=1
http://rra.go.kr/join/databoard/law/view.jsp?lw_type=1&lw_seq=305
http://rra.go.kr/join/databoard/law/view.jsp?lw_type=1&lw_seq=303
Source: Radio Research Agency

台湾: 電動バイク用リチウム二次電池/組電池商品試験規定の草案: 2012/1/1 施行予定

Summary
電動バイク用リチウム二次電池/組電池商品試験規定の草案: 西暦 2012/1/1 施行予定

経済部標準検験局 公告　中華民国 101 年 2 月 1 日(西暦 2012/2/1)
經標三字第 10130000300 號
主旨：「電動バイク用二次リチウム電池商品の試験に関する規定」の草案を起草、中華民国 102 年 1 月 1 日(西暦 2013/1/1)より施行予定とする。
該当規定：行政程序法第一百五十四條第一項

告示事項：
1. 制定機関：經濟部標準檢驗局
2. 制定項目：商品檢驗法第三條、第五條第二項、第十條第一項、第二十八條第一項、第三十五條第三項、第三十九條第二項、第四十三條第二項及第四十六條
3. **テスト実施商品の品目は付表「經濟部標準檢驗局　試驗商品品目一覧表」草案のとおり**である。なお本案は本局ホームページ（http://www.bsmi.gov.tw）「最新情報」欄にも掲載されている。
4. 告示内容に対する意見、問い合わせについて、は告示日より 60 日以内に限り、以下の連絡先にて受け付ける。

經濟部標準檢驗局　試驗商品品目一覧表草案

商品分類番号	商品名	試験基準	試験方式
8507.80.00.10.3	リチウム畜電池(電動バイク用二次リチウム電池のみ)	CNS 15424-1　(100 年版) CNS 15424-2　(100 年版) CNS 15387　(99 年版)	合格証登録 (2+3 タイプ)
8507.80.00.90.6	その他の畜電池(電動バイク用二次リチウム電池のみ)		

試験規定に関する説明：

1. 上記の商品は、中華民国 102 年 1 月 1 日(西暦 2013/1/1)より輸入品および国内商品ともに試験を実施する。告示日より、本局は該当商品の試験合格証の登録申請を受理し、本局の審査を合格した者には合格証を発行する。合格証の有効期間は発行日（発行日が中華民国 102 年 1 月 1 日以前だった場合、102 年 1 月 1 日発行とみなす）より 3 年間とする。該当商品のテストに関しては、輸入規制を行うものではなく、試験申し込み責任者は税関の手続きに際して本局の証明書等の書類を提出する必要はないが、試験に合格した商品は国内市場への陳列が可能となる。
2. 該当商品の試験受付施設：本局および本局指定の試験施設
3. 該当商品合格証登録受付施設：本局および本局所属の分局。合格証登録は「商品驗證登錄辦法」の規定に基づいて行われる。 -----

http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1328768634386.pdf
http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg018021/ch04/type3/gov31/num9/Eg.htm
Source:経済部商品検験局 BSMI、行政院公報編印中心

台湾: 公告「電動工具商品の試験に関する規定」の修正: 2012/7/1 より施行

Summary
「電動工具商品の試験に関する規定」を修正、西暦 2012/7/1 より施行

経済部標準検験局公告　　100.12.29 經標三字第 10030012870 號
主旨：「電動工具商品の試験に関する規定」を修正し、中華民国 101 年 7 月 1 日(西暦 2012/7/1)よりこれを施行する。
依拠規定：商品検驗法第三條、第十條第一項及商品驗證登録方法第四條第二項
公告事項：規定内容については、付表「經濟部標準検驗局 要試験ハンドヘルド電動工具商品の修正版品目一覧表」のとおりである。なお本案は本局ホームページ（http://www.bsmi.gov.tw）の「最新情報」欄にも掲載されている。

発表日時：2012/01/06

付属文書ダウンロード
經濟部標準検驗局 要試験ハンドヘルド電動工具商品の修正版品目一覧表 經濟部標準檢驗局應施檢驗電動手工具商品修正明細表
（ハンドヘルド丸のこ、ハンドヘルド研削盤、ハンドヘルドディスク型ミルその他電動工具等に対し適用される試験規格が列挙されている）

http://www.bsmi.gov.tw/wSite/ct?xItem=39184&ctNode=1511&mp=28
Source: 経済部商品検驗局 BSMI

台湾: 公告「木材加工用丸鋸および研磨機商品の試験に関する規定」: 2012/7/1 より施行

Summary
「木材加工用丸鋸および研磨機商品の試験に関する規定」を制定、西暦 2012/7/1 より施行

経済部標準検験局公告　　100.12.30 經標三字第 10030012860 號
主旨：「木材加工用丸鋸および研磨機商品の試験に関する規定」を制定し、中華民国 101 年 7 月 1 日(西暦 2012/7/1)よりこれを施行する。

依拠規定：商品検驗法第三條、第五條第二項、第十條第一項、第三十五條第三項、第三十九條第二項及商品驗證登録方法第四條第二項。
告示事項：規定内容については、付表「經濟部標準検驗局 要試験木材加工用丸鋸および研磨機商品品目一覧表」のとおりである。なお本案は本局ホームページ（http://www.bsmi.gov.tw）の「最新情報」欄にも掲載されている。
発表日時：2012/01/06
付属文書ダウンロード
經濟部標準検驗局 要試験木材加工用丸鋸および研磨機商品品目一覧表 經濟部標準檢驗局應施檢驗木材加工用圓盤鋸及研磨機商品品目明細表
http://www.bsmi.gov.tw/wSite/ct?xItem=39183&ctNode=1511&mp=28
Source:経済部商品検驗局 BSMI

台湾: 電動機商品（モータ）の防爆試験に関する規定の修正についての公告

Summary
「電動機商品（モータ）の防爆試験に関する規定」を修正、西暦 2011/2/27 より施行

2011/12/28
経済部標準検験局公告　　中華民国 100 年 12 月 27 日（西暦 2011/2/27）
經標三字第 10030012550 號

主旨：**「電動機商品の防爆試験に関する規定」を修正**し、同日より施行する。
依拠規定：商品檢驗法第十條第一項及商品驗證登録方法第四條第二項

公告事項：規定の修正項目は以下の付表「經濟部標準檢驗局　電動機商品の防爆試験に関する規定の修正項目対照表」のとおりである。

經濟部標準檢驗局 電動機商品の防爆試験に関する規定の修正項目対照表
以下省略
-----
http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg017247/ch04/type1/gov31/num10/Eg.htm
Source: Source:経済部商品検験局 BSMI、行政院公報編印中心

台湾: 新規格リスト

Index Server of Chinese National Standards (國家標準(CNS)檢索系統)
2012/03/16 現在、國家標準最新制定、修訂、廢止、勘誤明細表(2012/02/10 - 2012/03/06)
EMC、安全関連

General No.	Classified No.	Name
15535 制定	C4526	感應式螢光燈－**安全**性要求 Fluorescent induction lamps - Safety requirements
15348 修訂	B7302	登山自行車－**安全**要求與試驗法 Mountain bicycles - Safety requirements and test methods
15349 修訂	B7303	路跑自行車－**安全**要求與試驗法 Racing bicycles - Safety requirements and test methods

15534 制定	C6451	聚光型**太陽光電**模組與組合件－設計確認和型式認可 Concentrator photovoltaic (CPV) modules and assemblies – Design qualification and type approval
15187-6 制定	C4503-6	低電壓熔線－第 6 部：**太陽光電** 能源系統保護用熔線鏈之補充規定 Low-voltage fuses - Part 6: Supplementary requirements for fuse-links for the protection of solar photovoltaic energy systems

http://www.cnsonline.com.tw/
Source: Online Service 国家標準(CNS)検索系統

総務省: 解説: 証明規則改正（表示の簡素化）スマートフォン等の普及対応

Summary
スマートフォン等の普及により、一の特定無線設備に複数の工事設計認証番号を表示する事例が多くなり、限られたスペースに表示を貼付することが困難な事例が増加。
総務省では、「工事設計認証制度における表示の簡素化」を行った

電波利用ホームページ 無線機器基準認証制度について良くある質問（ＦＡＱ）から

Ｑ１２８　平成 23 年 12 月 16 日の証明規則改正（表示の簡素化）の経緯はどのようなものでしょうか？

⇒ 平成２１年８月２６日付けの「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成２０年諮問第１４号＞答申」において、「技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする。」ことが指摘されました。

また、複数の特定無線設備が含まれるスマートフォン等の普及により、一の特定無線設備に複数の工事設計認証番号を表示する事例が多くなるとともに、限られたスペースに表示を貼付することが困難な事例も増加しています。

通信事業者、製造業者等からも、スプリアスの新基準、周波数帯域拡張への対応等、無線設備の製造後に導入された技術基準等への対応を行うために、工事設計認証の変更を行った際に、既に市場に出ている適合表示無線設備に表示の貼り替えを行うことなく、新たな工事設計の効果を遡及できるように認証制度を変更してほしいとの要望がありました。

以上を踏まえ、総務省では、「工事設計認証制度における表示の簡素化」を行ったものです。

Ｑ１２９　本件改正のポイントはどのようなものでしょうか？

⇒ 近年増加しているスマートフォンでは、１台の端末の中に携帯電話の機能と無線 LAN の機能のように複数の特定無線設備が含まれる場合があります。このような場合、メーカーからの申請に基づき、登録証明機関が各無線設備に発行する工事設計認証番号を同一とすることを認め、工事設計認証番号を簡素化しました。

また、認証の追加の申請を行った場合であって、変更の工事を伴わずに新たな工事設計に合致するときも同一番号を付番することで新たな認証に基づく表示の貼付を不要とすることとしました。

Ｑ１３０　工事設計認証の番号が新たな形式に変わるだけで、技術基準適合証明や技術基準適合自己確認の番号は変わらないのでしょうか？

⇒ **技術基準適合証明**、及び**技術基準適合自己確認**の番号は従前と変わりません。

工事設計認証は、特定無線設備が技術基準に適合しているかどうかの判定について、その設計図（工事設計）及び製造等の取扱いの段階における品質管理方法（確認の方法）を対象として、登録証明機関が行う認証制度であるため、同じ工事設計により製造された特定無線設備には同じ工事設計認証番号を付すことができます。

一方、技術基準適合証明は、電波法に定める技術基準に適合しているか否かについて特定無線設備１台ごとに判定を行う制度ですので、仮に同じ工事設計により製造された特定無線機器であっても、１台ごとに異なる技術基準適合証明番号を付すこととなるため、本件制度改正の対象外としました。

技術基準自己確認は、そもそも番号体系が異なるので、本件制度改正の対象外としました。

http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/faq/index.htm#5

Source: 総務省 MIC

総務省: 「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」等 各種意見募集

Summary
総務省: 「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」等各種意見募集

1) 移動通信システム委員会 報告（案）に対する意見の募集 平成 24 年 3 月 16 日

－「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」のうち「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」－
意見募集の対象 情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会 報告（案）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000081.html

2) 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集 平成 24 年 3 月 8 日
－ 無線標定、気象援助局、移動体検知センサー用特定小電力機器、26GHz 帯 UWB レーダ、200MHz 帯移動無線通信用陸上移動局等の試験方法の追加等 －
意見募集対象：告示の一部を改正する告示案
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000031.html

3) 携帯電話等高度化委員会報告(案)に対する意見の募集 平成 24 年 2 月 29 日
－「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について－
意見募集の対象 情報通信審議会 情報通信技術分科会 携帯電話等高度化委員会 報告（案）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000077.html

4) 700MHz 帯を使用する特定基地局の開設に関する指針案に対する意見募集 平成 24 年 2 月 29 日
－3.9 世代移動通信システムの普及に向けた制度整備－
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000076.html

5) 700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等に係る省令・告示案に対する意見募集
平成 24 年 2 月 29 日
総務省は、700MHz 帯を使用する移動通信システムの技術基準等の制定に当たり、無線設備規則等の関連する省令・告示の一部改正案を作成した。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000078.html

6) 移動通信システム委員会 報告（案）に対する意見の募集 2012 年 2 月 28 日
－「ITS 無線システムの技術的条件」のうち「79 GHz 帯高分解能レーダの技術的条件」について－
意見募集の対象 情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会 報告（案）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000075.html

Source: 総務省 MIC

経済産業省: 第 11 回スマートメーター制度検討会-開催通知

Summary
第 11 回スマートメーター制度検討会 - 開催通知
スマートメーターと HEMS 間のインタフェース標準化 等を議題とする

HEMS: Home energy management system 家庭内エネルギー管理システム

Source: 経済産業省 http://www.meti.go.jp/committee/notice/2011a/20120302002.html

国土交通省: 国連自動車基準調和世界フォーラム第 155 回会合の結果について

Summary
国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて、
（1）電気自動車等の導入を促進するための、統一基準を検討する国際的な体制の整備、
（2）国際的な車両型式認証の相互承認制度のロードマップ が合意された。

平成 23 年 11 月 18 日

国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて、（1）電気自動車等の導入を促進するための、統一基準を検討する国際的な体制の整備、（2）国際的な車両型式認証の相互承認制度のロードマップ が合意されました。

１．電気自動車等の統一基準を検討する国際的な体制の整備

スイス、ジュネーブにて今週開催されている国連欧州経済委員会（UNECE）自動車基準調和フォーラム（WP29：※１）第 155 回会合において、**リチウムイオンバッテリーの安全性等の電気自動車に関する国際的な統一基準**の検討等を行う新たな体制を整備することを日本・米国・EU が共同で提案し、参加国間で合意されました。これにより、我が国が得意とする安全・環境性能の高い電気自動車等の導入がさらに促進されることが期待されます。

２．国際的な車両型式認証の相互承認制度のロードマップ

同会合において、日本・EU の主導により、『国際的な車両型式認証の相互承認制度（**IWVTA**：※２）』の創設に向けたロードマップについて正式に合意しました。今後、2016 年 3 月までに IWVTA の実現に向けた基盤整備を行うこととなっています。

これらの活動は、本年６月に我が国で取りまとめられた『自動車基準認証国際化行動計画』（※３）に添ったものであり、木場自動車局次長より、この行動計画を各国へ紹介するプレゼンテーションを同会合で行い、我が国の取り組みについて、アジア諸国等の新興国が WP29 に積極的に参加していくことの重要性を含め、WP29 出席者より支持を得ました。

国土交通省としましては、今後とも、行動計画に基づき、産業界や欧米等と連携のうえ、自動車基準認証制度の国際化を推進し、世界各国において安全・安心な車社会を実現しつつ、企業がより活動しやすい環境を作り出していくこととしています。

※１ WP29 は、自動車基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、我が国も積極的に参画しています。
※２ **IWVTA** は、車両全体としての型式認証を目指すものであり、IWVTA が実現されれば、現在の部品ごとの型式認証制度を包含した形でより包括的な型式認証を行うことが可能になります。
※３ この行動計画は、官民の代表者からなる『自動車基準認証国際化ハイレベル会議』において取りまとめました。

添付資料

- 自動車基準認証国際化行動計画（概要） http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000101.html

その他: アジア地域 官民共同フォーラム http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000097.html
衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定！ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000101.html

Source: 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000096.html

社長の独り言

平成 24 年 3 月 23 日

濱口　慶一

自宅から松阪事務所への通勤の途中で、早咲き桜が満開になった木も多くなってきたのを見かけました。趣味で育てている日本蜜蜂も、厳しい寒さを耐え忍んだ元気な群は、周囲の温度が 10℃を超えだすと、梅の花や早咲きの桜等の、蜜と餌の花粉の収集作業を開始しています。桜の花が終わるころには、ほとんどの日本蜜蜂の群で、群の女王蜂の新旧交代として、分峰が 2～3 回程度起きます。厳しい冬を耐え忍んだ元気な女王蜂は、適切な数の仲間と共に今までの巣を出て新天地へ移動します、それが時々人家の軒先などに、一時的に大きな蜂の塊となって取り付くので、慣れない方たちは恐ろしいと感じて殺虫剤等で駆除しようとするのですが、自然界のルールとして、蜂は巣を出て、新天地が見つかるまでそこに居るだけで、新しい巣が見つかるとそちらに急いで移動していきます。もし、この様な日本蜜蜂の分峰に遭遇したら、それ！殺虫剤だとしないで、ぜひしばしの時間を日本蜜蜂にお与え下さい。自然界に蜂が一定数存在することは、雑木林での受粉活動で多くの草木が、次世代に子孫を残し、また次の季節には花を付け、実らす事になり、小鳥や等の小動物の生命維持にも貢献します。自宅の庭等に金柑やゆずの木を植えていると、蜂のお陰で沢山の実を期待できます。

また、読者の皆さんで日本蜜蜂にご興味がある方は、インターネット等で巣箱の作り方を紹介していたり、販売されている方もいますので、1 個庭に置いてみてください。運が良いと、今年の分峰時に入居してくれるかもしれません。その蜂の集めた蜜を秋頃にはいただけると思います。入居したらそのままで、そっと見守るだけでよく、特に世話をすることも必要は無いと思います（本当はスムシと言う天敵が巣箱内に湧かないように、巣箱の清掃が必要と思うのですが)。朝食に自分の採取した蜂蜜を味合う醍醐味は良いものですし、家内が試してみたところ、奥様方のお化粧の下地にとか、ハンドクリーム代わりに使用すると良いのではとのことです。上級者は、蜜蝋を上手に制作して、日本古来の和ローソクを制作して楽しんでおられる方もいるようです。蜂蜜は胃の内部のピロリ菌を殺してくれる効果もあると聞きますので、私の様に年齢を重ねた者には朝食には欠かせない一品になりつつあります。

来月は 4 月で、何人かの新入社員が弊社に来てくれます、色々な職場を求め、社会に夢を持って来られているので、可能な限りその夢を実現させてやれる一翼を担えたらと思います。製品安全の基本を教え、厳しい社会で、業界で頼りにされる人材へと成長させたいと思います。CE マークの市場監視も厳しくなります。日本の企業が規格戦争に負けないように、弊社の経験ある幹部が新しいスタッフを規格戦争の前線で勝てる人材へと成長するよう教育しますのでご期待下さい。

今後共、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

「コスモス ニュースレター EMC & 安全 CD-ROM 2009 - 2011」販売のご案内

2012/2

本 CD-ROM により、**「コスモス ニュースレター EMC & 安全 統合版」**をお届けします。

ご好評をいただいているコスモス ニュースレターの創刊以来の 28 号分の全記事をテーマ、種類ごとに分類しなおして再配置、再編集したものです。

お忙しい皆様が時間に追われて断片的に取り扱っていた事項を、今回振り返って、系統的 大局的 又は 詳細に、読み返すのに最適な資料です。どこかで見た、或いはあったように思う 情報がテーマごとに整理され、一箇所にまとめられているため、検索又は理解しやすい内容になっています。

☆**「コスモス ニュースレター EMC & 安全 CD-ROM 2009 - 2011」**は、次の内容で構成されています。

(1) 「コスモス ニュースレター EMC & 安全 統合版 2009」 (400 ページ) (PDF 版)
「コスモス ニュースレターEMC & 安全」の No. 1 (2009-08-1) から、No. 06 (2010-01-1) までを記事の種類ごとに分類しなおして再配置

(2) 「コスモス ニュースレター EMC & 安全 統合版 2010」 (716ページ) (PDF版)
同上ニュースレターのNo. 06 (2010-01-1) から、No. 17 (2011-01-1) までを記事の種類ごとに分類しなおして再配置

(3) 「コスモス ニュースレター EMC & 安全 統合版 2011」 (728 ページ) (PDF 版)
同上ニュースレターの No. 17 (2011-01-1) から、No. 28 (2012-01-1) までを記事の種類ごとに分類しなおして再配置、及び

(4) 「コスモス ニュースレター EMC & 安全」(PDF 版)の No. 1 (2009-08-1) から、No. 28 (2012-01-1) までを個別に全号

☆販売価格　　　　（2012-2-1 発行、Windows 版のみ、CD-ROM のお届けです）

資料名	コスモス ニュースレター EMC & 安全	
	年間購読者向け価格	非購読者向け価格
CD-ROM 2009 – 2011	11,000	24,000
以前にいずれかの年度の CD-ROM を購入された方	5,000	11,000

- CD-ROM 販売となりますので、ご注文から発送まで数日かかる場合がございます。
- 本誌の記事が正確であるよう最大の努力を払っておりますが、間違いが含まれていることがあるかもしれません。本情報をご使用になられる場合はご自身でもう一度ご確認ください。
- 株式会社 コスモス・コーポレイションは、各 Web site の運営体からそれぞれ個別の条件の下、Web 情報の引用、転載につき許可を頂いております。翻訳転載された記事の著作権は原著作権者に属します。
- 本誌掲載記事の無断転載を禁じます。本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。

コスモス ニュースレター統合版のお申し込み、お問合せは
出版情報管理課（publication@cosmos-corp.com）までご連絡ください。

- ニュースレターの内容

本誌は、EMC 及び安全(EMC and Safety) 分野に関し、世界の主要機関/地域により実施され、かつ電気電子製品デバイスに適合が求められている、規格/法規制情報を、お届けいたします。
重要情報を幅広く調査、収集、かつ、要約して掲載し、当該分野の最新情報、潮流をすばやく捉えることができるようにいたします。情報源を明示しますので、貴殿の関心により、更に深い調査が可能です。
本誌は各国への技術法規適合製品を試験 認証 開発 管理される部門の方にとり必読の内容です。
- 対象機関/地域: IEC 等国際機関、並びに、FCC UL を含む米国、EU, CENELEC, CEN を含む欧州、その他オセアニア、及び日本を含むアジアの各地域
- 情報源: カバー対象の機関、地域の Web site、或は情報サービス。又、ご協力のご同意を頂いた日本国内及び中国・韓国・台湾などの当該分野権威者から提供された情報。

- 本誌購読のお申し込み方法

コスモス・コーポレイション 営業本部まで sales@cosmos-corp.com
Tel 0598-30-5225　　Fax 0598-30-5571
- 発行：年間 11 回発行。各号 A4 版、40 ページ前後。
- 価格：各号 2,000 円 (年間購読の場合 1 年 11,000 円)(消費税込)

- 本誌の内容案内、ご購読案内は、http://www.safetyweb.co.jp/?page_id=1113

国際機関	IEC: International Electro technical Commission	国際電気標準会議
米州	A2LA: American Association for Laboratory Accreditation	米国試験所認定協会
	ANSI: American National Standards Institute	米国規格協会
	FCC: Federal Communications Commission	連邦通信委員会
	IEEE: Institute of Electric and Electronics Engineers	米国電気電子学会
	CSA: Canadian Standards Association	カナダ規格協会
欧州	CENELEC: European Committee for Electro technical Standardization	欧州電気技術標準化委員会
	ECO : European Communications Office	欧州通信オフィス
	ETSI: European Telecommunications Standards Institute	欧州電気通信標準協会
	EU/EC: European Union/European Commission	欧州連合/欧州委員会
オセアニア	ACMA: Australian Communications and Media Authority	オーストラリア通信/メディア局
	NZ: New Zealand GovernmentRadio Spectrum Management	ニュージランド政府 RSM
アジア	BSMI: Bureau of Standards, Metrology & Inspection	台湾経済部標準検験局
	CNS:Chinese National Standards Online Service	台湾中国国家規格検索システム
日本	METI: Ministry of Economy, Trade and Industry	経済産業省
	MIC: Ministry of Internal Affairs and Communications	総務省
	NPB: National Printing Bureau	独立行政法人国立印刷局
	VCCI: Voluntary Control Council for Interference	一般財団法人 VCCI 協会

コスモス ニュースレター EMC &安全 (Cosmos Newsletter on EMC & Safety) 2012-04-01 (No. 30)
発行所： 株式会社コスモス・コーポレイション 松阪事業所 http://www.safetyweb.co.jp/
〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地
発行人： 濱口慶一
編集人： 倉品光雄 NARTE 認定 Certified EMC Engineer (EMC-002315-NE)